

拙著「一般投資家にもよくわかる金融商品取引法—平成20年改正対応」(2008年8月29日初版第1刷発行。発行所株式会社青林書院)について

平成21年法律第58号,平成22年法律第32号,平成23年法律第49号,平成24年法律第86号,平成25年法律第45号,平成26年法律第44号,平成27年法律第32号,平成29年法律第37号及び政令,府令の改正を合わせ,記載内容に変更を生じたので,補正表を作成しました。

なお,補正表は著者において発見した初版第1刷の補充・誤記等の訂正も含まれております。

以上

初版第1刷該当箇所	初版第1刷中の記述	平成21年改正後の記述
iii頁・24行目	—	追加 課徴金府令 金融商品取引法第6章の2の規定による課徴金に関する内閣府令(平成17年内閣府令第17号。平成26年内閣府令第7号による改正後のもの)
iv頁・3行目	—	追加 金販令 金融商品の販売等に関する法律施行令(平成12年政令第484号)
viii頁・26行目	(115)	(115) (17) 商品関連市場デリバティブ取引等に係るのみ行為の禁止
13頁・9行目	<1号> 違反行為期間<<注>>中に自己の計算(法173条5項)で行った売付け等(同条2項・6項)の数量が買付け等(同条3項・7項)の数量を超える場合	<1号> 違反行為期間<<注1>>中に自己の計算(法173条5項)で行った売付け等(同条2項)の数量が買付け等(同条3項)の数量を超える場合
13頁・22行目	<4号> 金融商品取引業者が,顧客又は投資運用業の権利者(法42条1項)の計算において,違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に有価証券の売付け等又は買付け等をした場合  その売付け等又は買付け等の手数料,報酬その他対価の額	<4号> 自己以外の者の計算において,違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に有価証券の売付け等又は買付け等を行った者……有価証券の売付け等又は買付け等をした日の属する月の売付け等又は買付け等の効果が帰属する運用対象財産の月額運用報酬(課徴金府令1条の10第1・2項)×3 ロ イ以外の者……有価証券の売付け等又は買付け等に係る手数料,報酬その他の対価の額(同条3項)
13頁・26行目	<<注>>	<<注1>>
13頁・27行目	—	追加 <<注2>> 法28条4項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法42条1項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいいます。
14頁・14行目	法2条21項2号,4号,5号	法2条21項2号,4号から5号
15頁・7行目	法2条21項4号,5号	法2条21項4号から5号
20頁・18行目	<1号> 違反行為期間に自己の計算において行った売付け等(法174条2項・6項)の数量が買付け等(同条3項・7項)の数量を超える場合	<1号> 違反行為期間に自己の計算で行った売付け等(法174条2項)の数量が買付け等(同条3項)の数量を超える場合
20頁・22行目	<2号> 違反行為期間に自己の計算において行った買付け等の数量が売付け等の数量を超える場合	<2号> 違反行為期間に自己の計算で行った買付け等の数量が売付け等の数量を超える場合
21頁・3行目	<4号> 金融商品取引業者が,顧客又は投資運用業の権利者の計算において,違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に,違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした場合  その違反行為又は売付け等若しくは買付け等の手数料,報酬その他対価の額	<4号> 自己以外の者の計算において,違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に,違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等を行った者……違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした日の属する月のそれらの取引の効果が帰属する運用対象財産の月額運用報酬(課徴金府令1条の13第1・2項)×3 ロ イ以外の者……違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等に係る手数料,報酬その他の対価の額(同条3項)
21頁・10行目	自己の計算による売付け等(法174条の2第2項・7項)の価額	自己の計算による売付け等(法174条の2第2項)の価額

同	自己の計算による買付け等(同条3項・8項)の価額	自己の計算による買付け等(同条3項)の価額
22頁・3行目	<p>二 金融商品取引業者が、顧客又は投資運用業の権利者の計算において、違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした場合</p> <p>その違反行為又は売付け等若しくは買付け等の手数料、報酬その他対価の額</p>	<p>二 自己以外の者の計算において、違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした場合</p> <p>(1) 運用対象財産の運用として違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等を行った者……違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした日の属する月のそれらの取引の効果が帰属する運用対象財産の月額運用報酬(課徴金府令第1条の16第1・2項)×3</p> <p>(2) (1)以外の者……違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額(同条3項)</p>
22頁・15行目	イ 違反行為開始時の売付等数量(法174条の3第5項・8項)が買付等数量(同条6項・9項)を超える場合	イ 違反行為開始時の売付等数量(法174条の3第5項)が買付等数量(同条6項)を超える場合
22頁・24行目	<p>二 金融商品取引業者が、顧客又は投資運用業の権利者の計算において、違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした場合</p> <p>その違反行為又は売付け等若しくは買付け等の手数料、報酬その他対価の額</p>	<p>二 自己以外の者の計算において、違反行為の開始時から違反行為後1ヵ月間に、違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした場合</p> <p>(1) 運用対象財産の運用として違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等を行った者……違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等をした日の属する月のそれらの取引の効果が帰属する運用対象財産の月額運用報酬(課徴金府令第1条の19第1・2項)×3</p> <p>(2) (1)以外の者……違反行為又は有価証券の売付け等若しくは買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額(同条3項)</p>
26頁・27行目	<1号> 上場会社等(親会社及び子会社を含む。以上同じ)	<1号> 上場会社等(親会社及び子会社を含む。以下<5号>まで同じ)
28頁・2行目	2号、4号に掲げる者であって法人であるものの他の役員等(2号、4号に掲げる者が2号、4号に定めるときに知った場合に限る)	2号、2号の2、4号に掲げる者であって法人であるものの他の役員等(2号、2号の2、4号に掲げる者の役員等が2号、2号の2、4号に定めるときにより知った場合に限る)
29頁・1行目	金商令27条の2に定められたものです(法163条1項)。	金商令27条の2に定められたものの発行者です(法163条1項)。
29頁・26行目	右決定をしたというためには右機関において株式の発行の意図として行ったことを要するが、当該株式の発行が確実に実行されるとの予測が成り立つことは要しない。	右決定をしたというためには右機関において株式の発行の実現を意図して行ったことを要するが、当該株式の発行が確実に実行されるとの予測が成り立つことは要しない
30頁・25行目	(イ)上場会社等又はその子会社が重要事実を2つ以上の報道機関に公開し、12時間を経過したこと(金商令30条1項1号・2項)、(ロ)上場会社等が重要事実を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に通知し、それが金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会のホームページに掲載されたとき(金商令30条1項2号、取引府令第56条)、(ハ)重要事実が記載された(i)有価証券届出書、添付書類、これらの訂正届出書(法5条1項・6項・4項)	(イ)上場会社等又はその子会社が重要事実等(法166条4項各号の事項)を2つ以上の報道機関に公開し、12時間を経過したこと(金商令30条1項1号・2項)、(ロ)上場会社等が重要事実等を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に通知し、それがTDNETに掲載されたとき(金商令30条1項2号、取引府令第56条)、(ハ)上場会社等で特定投資家向け有価証券の発行者が、重要事実等を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に通知し、それがTDNETに英語で掲示されたとき(金商令30条1項3号イ)、(ニ)重要事実等が記載された(i)有価証券届出書、添付書類、これらの訂正届出書(法5条1項・10項・4項)
31頁・16行目	「売買その他有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバティブ取引」ですが、要は「有償」の取引です。金商法により、	「売買その他有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティブ取引」です。

32頁・6行目	—	追加 <8号> 合併等(合併, 分割又は事業の全部又は一部の譲渡・譲受け)による承継〔重要事実の存在する特定有価証券等の帳簿価額が承継資産の帳簿価額の20%未満の場合=取引府令58条の2〕 <9号> 重要事実を知る前に合併等の契約の内容についての取締役会決議がなされた場合の契約による承継 <10号> 新設分割(共同新設分割を除く)による承継 <11号> 合併等又は株式交換の対価としての自己株式等の交付の場合
32頁・6行目	<8号>	<12号>
32頁・7行目	①から⑫の場合	①から⑬の場合(取引府令59条)
33頁・4行目	⑫ 重要事実を知る前に, 発行者の同意を得た計画又は公表措置に準じ公開された計画に基づき, 特定有価証券の売出しを行う場合	⑫ 重要事実を知る前に, 発行者の同意を得た計画又は公表措置に準じ公開された計画に基づき, 特定有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合
33頁・6行目	—	追加 ⑬ 重要事実を知る前に公表措置に準じて公開され又は公衆縦覧に供された取得条項付の新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当てにかかる計画に基づき発行者が行う次のイ, ロの行為 イ 計画で定められた取得の期日又は取得期限の10日前から期限までの間の取得 ロ 計画で定められた売付けの期日又は売付け期限の10日前から期限までの間の売付け
33頁・16行目	自己の計算において売付け等をした	自己の計算で売付け等をした
33頁・20行目	自己の計算において買付け等をした	自己の計算で買付け等をした
33頁・23行目	-(売付け等の価格×売付け等の数量)	-(買付け等の価格×買付け等の数量)
33頁・24行目	<3号> 金融商品取引業者等が, 顧客又は投資運用業の権利者の計算において売買等した場合 その売買等の手数料, 報酬その他対価の額	<3号> 自己以外の者の計算において売買等した場合 イ 運用対象財産(法173条1項4号イ)の運用として売買等を行った者………売買等をした日の属する月の売買等の効果が帰属する運用対象財産の月額運用報酬(課徴金府令1条の21第1・2項)×3 ロ イ以外の者………売買等に係る手数料, 報酬その他の対価の額(同条3項)
33頁・27行目	上場会社等の計算において行われた	上場会社等の計算で行われた
36頁27行目	—	追加 <5号> 公開買付け(法27条の22の2第1項による公開買付けを除く)の対象の上場等株券等の発行者(その役員を含む) →公開買付者等からの伝達により知ったとき(役員等ではその者の職務に関し公開買付者等からの伝達によって知ったとき)
36頁27行目	<5号> 2号, 4号に掲げる者であって法人であるものの他の役員等(2号, 4号に掲げる者が2号, 4号に定めるときに知った場合に限る) →他の役員等の職務に関し知ったとき	<6号> 2号, 4号, 5号に掲げる者であって法人であるものの他の役員等(2号, 4号, 5号に掲げる者の役員等が2号, 4号, 5号に定めるときに知った場合に限る) →他の役員等の職務に関し知ったとき
37頁・1行目	公開買付者等関係者でなくなった後1年以内の者	公開買付者等関係者でなくなった後6カ月以内の者
37頁・5行目	(法166条3項前段)	(法167条3項前段)
37頁・26行目	網羅的に規定しています。取引府令60条6号・	網羅的に規定しています。金商令33条の3第2号・4号・6号, 33条の4第2号・4号・6号は合併又は分割による承継が含まれることを明定しています。取引府令60条6号・

38頁・3行目	—	<p>追加</p> <p>② 上場会社等が公開買付者等となる場合に、上場会社等又はその資産運用会社が公開買付け等事実を金融商品取引所に通知し、それがTDNETに日本語で掲示されたとき(金商令30条1項2号)</p> <p>③ 上場会社等で、その発行する上場株券等がすべて特定投資家向け有価証券である会社が、自己株式取得のための公開買付け等事実を金融商品取引所に通知し、それがTDNETに英語で掲示されたとき(金商令30条1項3号ロ)</p> <p>④ 上場会社等で、その発行する上場等株券等がすべて特定投資家向け有価証券である会社が、発行者以外の者による公開買付け又は株券等の買集めの公開買付け等事実を金融商品取引所に通知し、それがTDNETに英語で掲示されたとき(金商令30条1項3号ハ)</p> <p>⑤ 公開買付け等の対象会社又は公開買付者等の上場会社等である親会社が、公開買付者等の要請に基づいて、公開買付け等事実を金融商品取引所に通知し、それがTDNETに日本語で掲示されたとき(金商令30条1項4号)</p> <p>⑥ 公開買付け等の対象会社の発行する株券のすべてが特定投資家向け有価証券の発行者である場合に、発行者又は公開買付者等の上場会社である親会社が、公開買付者等の要請に基づいて、公開買付け等事実を金融商品取引所に通知し、それがTDNETに英語で掲示されたとき(金商令30条1項5号)</p>
38頁・6行目	③ 公開買付け等事実について	⑦ 公開買付け等事実について
38頁・26行目	—	<p>追加</p> <p>&lt;8号&gt; 特定公開買付者等関係者(法167条1項各号の定めるところにより公開買付け等実施に関する事実を知った公開買付者等関係者)から公開買付け等実施に関する事実の伝達を受けた者が、次のイ、ロ、ハを明示する公開買付開始公告(法27条の3第1項)を行い、かつ、次のイ、ロ、ハを記載した公開買付届出書の公衆縦覧(法27条の14第1項)の後に行う買付け等</p> <p>イ 伝達を行った者の氏名・名称</p> <p>ロ 伝達を受けた時期</p> <p>ハ 取引府令62条の2第1号から3号に掲げる事項</p> <p>&lt;9号&gt; ①特定公開買付者等関係者(法167条1項1号の者を除く)又は②特定公開買付者等関係者から公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者が、①では公開買付け等の実施に関する事実を知った日から②では伝達を受けた日から6ヵ月経過後の買付け等</p> <p>&lt;10号&gt; 合併等による承継(株券等の帳簿価額が承継資産の20%未満の場合=取引府令58条の2)</p> <p>&lt;11号&gt; 公開買付け等事実を知る前に合併等の契約の内容についての取締役会決議がなされた場合の契約による承継</p> <p>&lt;12号&gt; 新設分割(共同新設分割を除く)による承継</p> <p>&lt;13号&gt; 合併等又は株式交換の対価としての自己株式等の交付の場合</p>
38頁・26行目	<8号>	<14号>
38頁・28行目	①から⑫の場合	①から⑬の場合(取引府令63条)
39頁・27行目	—	<p>追加</p> <p>⑬ 公開買付け等事実を知る前に公表措置に準じて公開され又は公衆縦覧に供された取得条項付の新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当てにかかる計画に基づき発行者が行う次のイ、ロの行為</p> <p>イ 計画で定められた取得の期日又は取得期限の10日前から期限までの間の取得</p> <p>ロ 計画で定められた売付けの期日又は売付期限の10日前から期限までの間の売付け</p>
39頁・24行目	⑫ 公開買付け等事実を知る前に、発行者の同意を得た計画又は公表措置に準じ公開された計画に基づき、上場株券等の売出しを行う場合	⑫ 公開買付け等事実を知る前に、発行者の同意を得た計画又は公表措置に準じ公開された計画に基づき、上場株券等の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合

40頁・14行目	<p>&lt;3号&gt; 金融商品取引業者等が、金融商品取引業の顧客又は投資運用業の権利者の計算において買付け等又は売付け等した場合</p> <p>その買付け等又は売付け等の手数料、報酬その他の対価の額</p>	<p>&lt;3号&gt; 自己以外の者の計算において、買付け等又は売付け等をした場合</p> <p>イ 運用対象財産(法173条1項4号イ)の運用として買付け等又は売付け等を行った者……買付け等又は売付け等をした日の属する月の買付け等又は売付け等の効果が帰属する運用対象財産の月額運用報酬(課徴金府令1条の21第4・5項)×3</p> <p>ロ イ以外の者……買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額(同条6項)</p>
40頁・17行目	(法167条の2)	(法167条の3)
41頁・4行目	市場デリバティブ取引を行う	市場デリバティブ取引(商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く)を行う
42頁・14行目	<p>(a)「特定投資家向け売付け勧誘等」とは、均一の条件で多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当する第1項有価証券にかかる売付け勧誘で、法2条4項1号イからハの要件のすべてに該当するものです(法2条6項)。</p>	<p>(a)「特定投資家向け売付け勧誘等」とは、第1項有価証券にかかる売付け勧誘等(既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘。定義府令9条1号から6号に定める取得類似行為と同府令13条の2各号に定めるものを除く。)であって、法2条4項2号ロに掲げる、特定投資家のみを相手方として行う場合であって、次の(i)(ii)の両者の要件をみたすとき。</p> <p>(i) 売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合には、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために売付け勧誘等を行うこと</p> <p>(ii) その有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金商令1条の8の2、定義府令13条の5で定める場合</p>
42頁・25行目	—	<p>追加</p> <p>&lt;3号&gt; 新株予約権証券(定義府令14条の2第1項に定める有価証券を含む)を取得した者がその新株予約権の全部又は一部につき新株予約権を行使しないときに、その新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者がその新株予約権(同条2項に定める権利を含む)を行使することを内容とする契約をすること</p>
47頁・18行目	(法194条の7第1項・6項、金商令39条2項1号)	(法194条の7第1項・6項、金商令39条2項1号、開示府令20条1項・2項)
47頁・21行目	100%子会社	完全子会社・完全孫会社
48頁・8行目	<p>&lt;4号&gt; 有価証券発行勧誘等が、(イ)50名以上の者を相手方として勧誘を行った場合(法2条3項1号の多数人向け勧誘)において、その相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券、(ロ)適格機関投資家のみを相手方として勧誘を行った場合(法2条3項2号イのプロ私募)に該当するものであった有価証券、(ハ)組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合にその有価証券が適格機関投資家以外に譲渡されるおそれが少ないとされた(法2条の2第4項2号イ)場合の有価証券の売出しで、適格機関投資家のみを相手方とするもの&lt;&lt;注3&gt;&gt;</p>	<p>&lt;4号&gt; 外国で既に発行された有価証券又はこれに準ずるものとして金商令2条の12の2で定める有価証券の金融商品取引業者等が行う売出しで、国内においてその有価証券の売買価格に関する情報を容易に取得できるなど金商令2条の12の3で定める要件を満たすもの(外国証券売出し[法27条の32の2第1項])</p>
48頁・17行目	開示府令2条3項	開示府令2条4項
同	<<注4>>	<<注3>>
48頁・30行目	<p>&lt;&lt;注3&gt;&gt;「有価証券発行勧誘等」とは、取得勧誘(法2条3項)及び組織再編成発行手続をいいます。</p> <p>4号は、適格機関投資家が行う適格機関投資家のみを相手方とする売出しでは、有価証券届出書の提出を義務づけ開示を求める必要はないとの考えに基づくものです。</p>	削除
49頁・1行目	<<注4>>	<<注3>>
49頁・2行目	開示府令2条3項1号から8号	開示府令2条4項1号から8号

49頁・4行目－13行目	(b) 適格機関投資家取得有価証券一般勧誘有価証券発行勧誘等が、(イ)法2条3項1号の多人数向け勧誘を行った場合において、その相手方から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券、(ロ)法2条3項2号イのプロ私募に該当するものであった有価証券、(ハ)法2条の2第4項2号イの、組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合に組織再編成発行手続の有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとされた有価証券、の有価証券交付勧誘で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘)は、発行者により有価証券届出書が提出されている必要があります(法4条2項・5条1項)。	(b) 適格機関投資家取得有価証券一般勧誘有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が、(イ)法2条3項2号イの適格機関投資家私募、(ロ)法2条3項1号の規定により取得勧誘の相手方の数から適格機関投資家の数を除くことにより同項2号ハの少人数私募に該当することになった場合、(ハ)法2条4項2号イの適格機関投資家私売出し、(ニ)法2条4項1号の規定により売付け勧誘等の相手方の数から適格機関投資家の数を除くことにより同項2号ハの少人数私売出しに該当することとなった場合、(ホ)法2条の2第4項2号イに該当して特定組織再編成発行手続とならなかった場合、(ヘ)法2条の2第5項2号イに該当して特定組織再編成交付手続とならなかった場合、の各対象となった有価証券[(ロ)、(ハ)の場合は適格機関投資家が取得した有価証券に限る]の有価証券交付勧誘等で、適格機関投資家が適格機関投資家以外の者に対して行うもの(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘)は、発行者により有価証券届出書が提出されている必要があります(法4条2項・5条1項)。
49頁・14行目	ただし、①その有価証券に関して開示が行われている場合、②勧誘がその有価証券の株式会社に対して行われる場合(開示府令2条の4)は、提出の必要はありません。	ただし、その有価証券に関して開示が行われている場合及び開示府令2条の4で定める場合は、提出の必要はありません。「有価証券発行勧誘等」とは、取得勧誘(法2条3項及び組織再編成発行手続をいいます)。
49頁・30行目	同一の種類	同一の種類(開示府令2条の8)
同	(二) 特定上場有価証券(法2条33項)及びこれに準ずる政令で定める有価証券です。	(二) 特定上場有価証券(法2条33項)、特定店頭売買有価証券及びこれらであった有価証券です(金商令2条の12の4第3項)。
50頁・3行目	政令	金商令2条の12の2第1項
50頁・5行目	有価証券交付勧誘その他政令	有価証券交付勧誘、金商令2条の12の4第2項
50頁・7行目	② その特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関して届出が行われなくても公益又は投資家保護に欠けることがないとして内閣府令で定める場合は、提出の必要はありません(法4条3項)。	② その特定投資家等取得有価証券一般勧誘に関して届出が行われなくても公益又は投資家保護に欠けることがない開示府令2条の7で定める場合は、提出の必要はありません(法4条3項)。
51頁・21行目	売出カバーワラント	売出カバーワラント
51頁・22行目	(6) 売出預託証券	(6) 売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券
51頁・24行目	—	追加 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 2 株券等の譲渡制限 3 発行条件に関する事項 4 大規模な第三者割当に関する事項 5 第三者割当後の大株主の状況 6 大規模な第三者割当の必要性 7 株式併合等の予定の有無及び内容 8 その他参考になる事項
51頁・24行目	第3 その他の記載事項	第4 その他の記載事項
51頁・末行から 52頁・6行目	1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 3 対処すべき課題 4 事業等のリスク 5 経営上の重要な契約等 6 研究開発活動 7 財政状態及び経営成績の分析	1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 2 事業等のリスク 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 4 経営上の重要な契約等 5 研究開発活動

52頁・16行目	(2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの内容 (4) 発行済株式総数, 資本金等の推移 (5) 所有者別状況 (6) 大株主の状況 (7) 議決権の状況 ① 発行済株式 ② 自己株式等 (8) <b>ストックオプション制度の内容</b>	(2) 新株予約権等の状況 ① <b>ストックオプション制度の内容</b> ② ライツプランの内容 ③ <b>その他新株予約権等の内容</b> (3) 発行済株式総数, 資本金等の推移 (4) 所有者別状況 (5) 大株主の状況 (6) 議決権の状況 ① 発行済株式 ② 自己株式等 (7) <b>従業員株式所有制度の内容</b>
52頁・32行目から 53頁・3行目	4 <b>株価の推移</b> (1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価 (2) 最近6月間の月別最高・最低株価 5 <b>役員</b> の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況	4 <b>コーポレート・ガバナンス</b> の状況等 (1) <b>コーポレート・ガバナンス</b> の概要 (2) 役員 (3) 監査 (4) 役員報酬等 (5) 株式の保有状況
53頁・8行目	② <b>連結損益計算書</b>	② <b>連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</b>
54頁・22行目	募集価額又は発行価額の総額が5億円未満で、 <b>有価証券報告書・有価証券届出書・四半期報告書・半期報告書の提出会社でない者は、企業情報の記載のない有価証券報告書を提出できません</b>	発行価額又は売価額の総額が5億円未満の場合は(有価証券報告書提出会社や過去に少額募集の特例を受けない有価証券届出書・有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書を提出した者を除く)、 <b>企業情報のうち企業集団について記載のない有価証券届出書を提出できません</b>
54頁・30行目	開示府令9条の3)。	開示府令9条の3, <b>第2号様式の2記載上の注意(2)</b> 。
55頁・2行目	開示府令9条の4第5項1号から <b>3号</b>	開示府令9条の4第5項1号から <b>4号</b>
57頁・15行目	発行	発行 <b>予定額(または発行残高の上限)</b>
57頁・24行目	9条の4第5項1号から <b>3号</b> のいずれか	9条の4第5項1号から <b>4号</b> のいずれか
58頁・6行目	次の1号から4号の有価証券の発行会社は、事業年度ごとにその事業年度経過後3ヵ月以内に内閣総理大臣(法194条の7 <b>第1項・6項</b> , 金商令39条2項1号)に <b>有価証券報告書を提出しなければなりません</b> 《注》	次の1号から4号の有価証券の発行会社は、事業年度ごとにその事業年度経過後3ヵ月以内に《注1》内閣総理大臣(法194条の7 <b>第1項・6項</b> , 金商令39条2項1号, <b>開示府令20条1項・2項</b> )に <b>有価証券報告書を提出しなければなりません</b> 《注2》
58頁・10行目	<2号> <b>店頭売買有価証券(金商令3条)</b>	<2号> <b>店頭売買有価証券[金商令3条](特定店頭売買有価証券を除く)</b>
58頁・13行目	<4号> その事業年度又はその前4年以内に開始した事業年度のいずれかの末日において、所有者が <b>500名以上(金商令3条の6第3項)</b> の株券, 株券の有価証券信託受益証券及び株券の預託証券, <b>又はその事業年度の末日において所有者が500名以上である有価証券投資事業権利等(法3条3号)(金商令3条の6第2項・3項)</b>	<4号> その事業年度又はその前4年以内に開始した事業年度のいずれかの末日において、所有者が <b>1000名以上(金商令3条の6第4項)</b> の株券, 株券の有価証券信託受益証券及び株券の預託証券(金商令3条の6第3項)
58頁・18行目	—	<b>追加</b> 《注1》 やむを得ない理由あるときは、内閣総理大臣の承認により期間延長可能です(開示府令15条の2)
同	《注》	《注2》
58頁・19行目	特定有価証券開示府令 <b>24条・25条</b>	特定有価証券開示府令 <b>24条の2・25条</b>
59頁・8行目	1 <b>業績等の概要</b> 2 <b>生産, 受注及び販売の状況</b> 3 <b>対処すべき課題</b> 4 <b>事業等のリスク</b> 5 <b>経営上の重要な契約等</b> 6 <b>研究開発活動</b> 7 <b>財政状態及び経営成績の分析</b>	1 <b>経営方針, 経営環境及び対処すべき課題等</b> 2 <b>事業等のリスク</b> 3 <b>経営者による財政状態, 経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</b> 4 <b>経営上の重要な契約等</b> 5 <b>研究開発活動</b>
59頁・24行目	(2) 新株予約権等の状況 (3) ライツプランの内容	(2) 新株予約権等の状況 ① <b>ストックオプション制度の内容</b> ② ライツプランの内容 ③ <b>その他新株予約権等の内容</b> (3) <b>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等</b>

59頁・32行目	(8) ストックオプション制度の内容	(8) 役員・従業員株式所有制度の内容
60頁・7行目	4 株価の推移 (1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価 (2) 最近6月間の月別最高・最低株価 5 役員の状態 6 コーポレート・ガバナンスの状態	4 コーポレート・ガバナンスの状態等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 (2) 役員の状態 (3) 監査の状態 (4) 役員の報酬等 (5) 株式の保有状態
60頁・16行目	② 連結損益計算書	② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書
63頁・14行目	重要な欠陥	開示すべき重要な不備
63頁・15行目	重要な欠陥	開示すべき重要な不備
63頁・31行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条2項1号)	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条2項1号, 開示府令20条1項・2項)
64頁・10行目	第1四半期・第3四半期は連結ベース, 第2四半期は連結ベース及び単体ベースでの記載が原則です<<注>>。	連結ベースでの記載が原則です<<注>>。
64頁・24行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条2項1号)	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条2項1号, 開示府令20条1項・2項)
65頁・5行目	主務大臣の認可	行政庁の認可
65頁・7行目	届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等のうち	届出を要しないこととなる株券又は新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等のうち
65頁・10行目	(開示府令19条7項)	(開示府令19条10項)
65頁・12行目	—	追加 <4号の2> 特別支配株主からの株式等売渡請求の通知又はその承認の決定 <4号の3> 全部取得条項付種類株式の全部の取得を目的とする株主総会の招集の決定 <4号の4> 株式の併合を目的とする株主総会の招集の決定
65頁・15行目	<6号の2> 提出会社が完全親会社となる株式交換又は提出会社が完全子会社となる株式交換契約の締結	<6号の2> 提出会社が完全親会社となる株式交換又は提出会社が完全子会社となる株式交換の決定
65頁・22行目	—	追加 <8号の2> 子会社取得の決定
65頁・23行目	—	追加 <9号の2> 株主総会の決議における議決権の賛否の数
65頁・23行目	—	追加 <9号の3> 有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合に, それに記載された決議事項が修正又は否定されたとき
65頁・23行目	<9号の2> 監査法人又は監査公認会計士の異動	<9号の4> 監査法人又は監査公認会計士の異動
65頁・27行目	<12号> 提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合	<12号> 提出会社の財政状態, 経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生した場合
66頁・8行目	—	追加 <16号の2> 連結子会社による子会社の取得の決定
66頁・10行目	<19号> 連結子会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合	<19号> 連結会社の財政状態, 経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生した場合
66頁・18行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条2項1号)	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条2項1号, 開示府令20条1項・2項)



66頁・29行目	—	追加 平成25年の金商法改正により、自己投資口など金商令4条の3第2項各号の有価証券についても自己株券買付状況報告書の提出が必要です。
67頁・18行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条3項)	(法194条の7第1項・6項, 金商令39条3項, 開示府令20条3項)
67頁・23行目	有価証券提出会社	有価証券報告書提出会社
69頁・9行目	次の1号から5号	次の1号から6号
69頁・13行目	「著しく少数の者」	金商令6条の2第2項2号に定めるPTS取引, 金融庁長官が指定する外国金融商品市場における取引及び「著しく少数の者」
70頁・1行目	—	追加 <6号> 次の金商令7条7項[1号][2号]で定める株券等の買付け等 [1号] PTS取引(金商令6条の2第2項2号, 法2条8項10号)及び金融庁長官が指定する外国金融商品市場における取引(金商令6条の2第2項3号)による株券等の買付け等であって, 買付け等の後の株券等所有割合が3分の1を超える場合
70頁・1行目	<6号>	[2号]
70頁・5行目	正確には次の1号から4号の有価証券	正確には次の1号から5号の有価証券
70頁・11行目	[3号]投資証券等(金商令1条の4第1号)	[3号]投資証券等及び新投資口予約権証券等(金商令1条の4第1号)
72頁・図右欄	②うち, 市場外取引・特定売買による買付けによる	②うち, 市場外取引・特定売買等による買付けによる
72頁・図の下	—	追加 《注》 ②の5%は, 公開買付けによるもの及び「適用除外買付け等」(本頁(b))による買付け数を含めないで計算します。
72頁・7行目	株券等の買付け等についても, 公開買付け	株券等の買付け等を「適用除外買付け等」とし, 公開買付け
73頁・25行目	—	追加 <16号> 株式等売渡請求(会179条の3第1項)による株券等の買付け等
75頁・19行目	—	追加 1 会社の場合
75頁・19行目	1 会社の概要	(1) 会社の概要
75頁・20行目	(1) 会社の沿革	① 会社の沿革
75頁・21行目	(2) 会社の目的及び事業の内容	② 会社の目的及び事業の内容
75頁・22行目	(3) 資本の額及び発行済株式の総数	③ 資本の額及び発行済株式の総数
75頁・23行目	(4) 大株主	④ 大株主
75頁・24行目	(5) 役員の職歴及び所有株式の数	⑤ 役員の職歴及び所有株式の数
75頁・25行目	2 経理の状況	(2) 経理の状況

75頁・26行目	—	<p>追加</p> <p>① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 株主資本等変動計算書</p> <p>(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項</p> <p>① 公開買付者が提出した書類 ② 上記書類を閲覧に供している場所</p> <p>2 会社以外の団体の場合</p> <p>(1) 団体の沿革 (2) 団体の目的及び事業の内容 (3) 団体の出資若しくは寄附これらに類するものの額 (4) 役員の役名・職名・氏名(生年月日)及び職歴</p> <p>3 個人の場合</p> <p>(1) 生年月日 (2) 本籍地 (3) 職歴 (4) 破産手続開始の決定の有無</p>
75頁・27行目	1 届出書提出日現在における株券等の所有状況	1 株券等の所有状況
78頁・18行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令40条1号)	(法194条の7第1項・6項, 金商令40条1号, 公開買付府令25条2項)
81頁・10行目	上場株券等については,	上場株券等(法24条の6第1項)については,
81頁・13行目	金商令14条の3の2)。発行者による	金商令14条の3の2)。投資信託・投資法人法80条の2による自己の投資口の取得についても同様です(金商令14条の3の2第2項)。発行者による
83頁・8行目	<3号>投資証券等(金商令1条の4第1号)	<3号>投資証券等及び新投資口予約権証券等(金商令1条の4第1号)
83頁・11行目	(c)「株券等」とは,(c)に記載する	(c)「株券等」とは,次に記載する
83頁・19行目	<3号> 投資証券等 <4号> 外国の者の発行する証券又は証書で1号から3号の有価証券の性質を有するもの	<3号> 外国の者の発行する証券又は証書で1号, 2号の有価証券の性質を有するもの <4号> 投資証券等 <5号> 新投資口予約権証券等(金商令1条の4第2号)
85頁・19行目	「株式数」から,大量保有府令	「株式数」から,自己株式(会社法113条4項)と大量保有府令
86頁・11行目	株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状態	株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況
86頁・28行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令41条1項1号)	(法194条の7第1項・6項, 金商令41条1項1号, 大量保有府令19条)
87頁・9行目	株券保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者で,株券保有割合が譲渡日の直近60日の最高株券保有割合の2分の1未満となり,その最高株券保有割合から5%超を減少した場合には,その変更報告書に,譲渡の相手方及びその対価を記載しなければなりません	株券保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者で,譲渡によって株券等保有割合が譲渡日の直近60日の最高株券等保有割合の2分の1未満となり,その最高株券等保有割合から5%超を減少した場合には,その変更報告書に,譲渡の相手方及びその対価を記載しなければなりません
87頁・24行目	株券保有割合	株券等保有割合
87頁・25行目	(法194条の7第1項・6項, 金商令41条1項1号)	(法194条の7第1項・6項, 金商令41条1項1号, 大量保有府令19条)
89頁・21行目	株券保有割合	株券等保有割合
89頁・24行目	株券保有割合	株券等保有割合

91頁・11行目	特定金融商品取引業者等(法36条3項)は、その特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等(同条4項)若しくは子金融機関等(同条5項)が行う取引に伴い、その金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務にかかる顧客の利益が不当に害されることがないよう、その金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、その金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければなりません(同条2項)。	特定金融商品取引業者等(法36条3項、 <b>金商令15条の27</b> )は、その特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等(法36条4項・5項、 <b>金商令15条の28</b> )が行う取引に伴い、その金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務(金商業等府令70条の2)にかかる顧客の利益が不当に害されることがないよう、 <b>金商業等府令70条の3で定めるところにより</b> その金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、その金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければなりません(法36条2項)。
95頁・9行目	—	追加 [15号] 指定紛争解決機関の商号又は名称(指定紛争解決機関がない場合は、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)
95頁・22行目	⑤ 買付有価証券の売付け、自己募集した投資信託・外国投資信託の受益証券の買取り、 <b>有価証券取引・デリバティブ取引の反対売買</b> 、累積投資契約による買付け又は定期的売付け、投資信託・外国投資信託又は <b>集団投資スキーム持分</b> 、外国 <b>集団投資スキーム持分</b> の収益金の同一銘柄への再投資、 <b>公社債投資信託</b> の <b>売買又は解約</b>	⑤ 買付有価証券の売付け、 <b>公開買付者を相手方として</b> の対象有価証券の <b>買付けの媒介又は代理</b> 、自己募集した投資信託・外国投資信託の受益証券の買取り、 <b>デリバティブ取引の反対売買</b> 、累積投資契約による買付け又は定期的売付け、投資信託・外国投資信託又は <b>集団投資スキーム持分</b> 、外国 <b>集団投資スキーム持分</b> の収益金の同一銘柄への再投資、 <b>公社債投資信託</b> の <b>売買又は解約</b> 、 <b>有価証券の引受け</b> 、 <b>有価証券の発行者・所有者を顧客とする有価証券の募集・売出し・私募又は特定投資家向け売付け勧誘の取扱い</b>
97頁・12行目	金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次の1号から6号に掲げる行為をしてはなりません(法38条)。ただし、 <b>3号については、①継続的取引にあたる顧客に店頭金融先物取引を勧誘する場合、②外国貿易、外国為替取引の業務を行う法人に対して為替リスクをヘッジするための店頭金融先物取引を勧誘する場合を除きます(同条但書、金商業等府令116条)。</b>	金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次の1号から7号に掲げる行為をしてはなりません(法38条)。ただし、 <b>4号から6号にあっては、金商業等府令116条1項、2項に掲げる行為を除きます。</b>
97頁・29行目	—	追加 <3号> 信用格付の説明 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付を行う者の付与した信用格付(金商業等府令116条の2で定めるものを除く。)について、信用格付を付与した者が <b>法66条の27の登録を受けていない者である旨及び信用格付業者の登録その他金商業等府令116条の3に定める事項を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為</b>
同	<3号>	<4号>
97頁・30行目	(金商令16条の4第1項で定める店頭金融先物取引に限る)	(金商令16条の4第1項1号で定める店頭金融先物取引及び同項2号で定める個人向け店頭デリバティブ取引全般に限る)
98頁・2行目	<4号>	<5号>
98頁・3行目	(金商令16条の4第2項で定める取引所金融先物取引を含む金融先物取引に限る)	(金商令16条の4第1項1号で定める店頭先物取引及び同項2号で定める個人向け店頭デリバティブ取引全般並びに2項1号で定める取引所金融先物取引、商品関連市場デリバティブ取引及び同項2号で定める外国金融市場の取引所金融先物取引に限る)
98頁・7行目	<5号>	<6号>
98頁・8行目	(金商令16条の4第2項で定める取引所金融先物取引を含む金融先物取引に限る)	(金商令16条の4第1項1号で定める店頭先物取引及び同項2号で定める個人向け店頭デリバティブ取引全般並びに2項1号で定める取引所金融先物取引、商品関連市場デリバティブ取引及び同項2号で定める外国金融市場の取引所金融先物取引に限る)

98頁・12行目	—	追加 <7号>自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者(法156条の85第1項)に対し、特定金融指標の算出に関し正当な根拠を有しない算出基礎情報(特定金融指標の算出者に提供される価格、指標、数値その他の情報をいう。)を提供する行為
98頁・12行目	<6号>	<8号>
98頁・12行目	1号から28号	1号から33号
98頁・15行目	(契約締結時書面の記載事項)	(契約締結前書面の記載事項)
99頁・14行目	金商令16条の4第1項に規定する契約並びに同条2項	金商令16条の4第1項1号及び2項
99頁・18行目	[8号] 法38条3号	[8号] 法38条4号
99頁・22行目	[9号] 法38条5号	[9号] 法38条6号
100頁・28行目	[14号] 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して有価証券の発行者の法人関係情報(金商業等府令1条4項14号)を提供して勧誘する行為	[14号] 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して有価証券の発行者の法人関係情報(金商業等府令1条4項14号)を提供して勧誘する行為 [14号の2] 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引(売買等)又はこれらの媒介、取次ぎ又は代理につき、有価証券の発行者の法人関係情報について公表がされる前に売買等をさせることにより顧客に利益を得させ又は顧客の損失の発生を回避させる目的をもって、顧客に対し売買等をするを勧めて勧誘する行為
101頁・3行目	[15号] 新株・自己株式処分の引受者の募集(法166条2項1号イ)	[15号] 新株・自己株式処分・投資口の引受者の募集(法166条2項1号イ、9号ロ)
102頁・15行目	募集又は売出にかかる	募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等にかかる
103頁・9行目	—	追加 [24号の2] 金商令26条の2の2第1項に規定する決済措置(空売りにかかる有価証券の借入契約の締結など)にかかる有価証券の調達先の確認をせずに、空売り又はその空売りの委託の取次ぎを行う行為 [24号の3] あらかじめその有価証券を所有し、調達し、又は調達するための措置を講ずることなく、決済措置として有価証券の貸付けを約する行為 [24号の4] 一般信用取引にかかる有価証券を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為 [24号の5] 預託を受けていない有価証券の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、その売付けにかかる有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対してその有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為
103頁・14行目	店頭金融先物取引の	店頭デリバティブ取引又はその
103頁・15行目	店頭金融先物取引	店頭デリバティブ取引

103頁・18行目	—	<p>追加</p> <p>[27号] 通貨関連デリバティブ取引(金商業等府令123条1項21号の2)にかかる契約を締結する時において顧客が証拠金等預託先に預託した証拠金等の額に、その通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は損失の額を減じた額が約定時必要預託額(金商業等府令117条17項)に不足する場合には、その契約の締結後直ちに顧客に不足額を預託させることなく、その契約を継続する行為</p> <p>[28号] 営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引にかかる証拠金等の実預託額が維持必要預託額(金商業等府令117条18項)に不足する場合には、速やかにその顧客にその不足額を預託させることなく、契約を継続する行為</p> <p>[29号] 有価証券関連店頭デリバティブ取引(同号イ、ロ、ハ)にかかる契約を締結する時において、顧客が証拠金等預託先に預託した証拠金等の額に、その有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は損失の額を減じた額が約定時必要預託額に不足する場合には、その契約の締結後直ちに顧客にその不足額を預託させることなく、その契約を継続する行為</p> <p>[30号] 営業日ごとの一定の時刻における有価証券関連店頭デリバティブ取引にかかる証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合には、速やかにその顧客にその不足額を預託させることなく、契約を継続する行為</p>
103頁・18行目	[27号]	[31号]
103頁・19行目	売出しをする自己の株式	処分する自己株式
103頁・25行目	[28号]	[32号]

103頁・27行目	—	<p>追加</p> <p>[33号] コミットメント型ライツ・オファリング(株主全員に対する新株予約権無償割当て[会社法277条]で、権利行使されなかった新株予約権について発行者が取得条項に基づき取得した上で証券会社に売却し、その証券会社が権利行使をして取得した株式を市場等で売却するスキーム)のため法2条6項3号の有価証券の引受けを行う場合において、次に掲げる行為を行うこと</p> <p>イ その新株予約権の行使の勧誘に関して、新株予約権証券を取得した者に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>ロ その新株予約権証券を取得した者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて新株予約権の行使の勧誘をする行為</p> <p>[34号] 投資運用業を行う金融商品取引業者等から投資一任契約の締結の媒介の委託を受けている場合において、その旨及び金融商品取引業者等の商号又は名称を顧客にあらかじめ明示しないで、次のイからニに掲げる行為を行うこと</p> <p>イ 投資顧問契約の締結の勧誘をすること</p> <p>ロ 顧客との投資顧問契約に基づき、その顧客がその金融商品取引業者等と投資一任契約を締結する場合にその金融商品取引業者が運用として行うこととなる取引に係る助言をすること</p> <p>ハ 投資一任契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結の勧誘をすること</p> <p>ニ その金融商品取引業者等を相手方とする投資一任契約の締結の媒介をすること</p>
107頁・20行目	<4号> 金融商品取引業協会又は認定投資家保護団体のあっせんによる和解が成立している場合	<4号> 金融商品取引業協会若しくは認定投資家保護団体のあっせん又は指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合
108頁・8行目	—	<p>追加</p> <p>&lt;9号&gt; 「事故」による損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合で、次のイ、ロの要件をすべて満たす場合</p> <p>イ 金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が1000万円を超えないこと(次のロの委員会が司法書士である委員のみによって構成される場合は140万円)</p> <p>ロ イの支払が「事故」による損失を補てんするために行われることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会(金融商品取引業協会により任命された複数の委員[「事故」に係る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る]により構成されるもの)において調査され、確認されていること</p>
109頁・28行目	1号から25号	1号から27号
112頁・11行目	—	<p>追加</p> <p>[13号の2] 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業(法29条の5)を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていない状況</p>
113頁・4行目	店頭金融先物取引	店頭デリバティブ取引
113頁・7行目	店頭金融先物取引	店頭デリバティブ取引
同	顧客	顧客(店頭金融先物取引以外では個人に限る)

## 追加

[21号の2] 顧客(個人)がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする決済(ロスカット取引)を行うための十分な管理体制を整備していない状況

[21号の3] 通貨関連デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況

[21号の4] 特定店頭オプション取引について、次のイ、ロに掲げる措置を講じていないと認められる状況  
イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客(個人)に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格を提示すること。  
ロ 特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客(個人)が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとする。

[21号の5] 非清算店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関がその店頭デリバティブ取引に基づく債務を負担するもの又は金商令1条の18の2に規定する金融庁長官が指定するもの、以外のもの)に係る変動証拠金に関して、次のイからホに掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方ごとに、非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額及び相手方から預託等がされている変動証拠金の時価又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額を毎日算出すること。

ロ イの規定により算出される額に基づき金融庁長官が定める方法により算出した額が、変動証拠金の預託等又は返還を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額を上回るときは、直ちに、当該相手方に対して当該算出した額に相当する変動証拠金の預託等を求め、又は当該相手方に預託等をしている変動証拠金の返還を求めること。

ハ ロの規定により変動証拠金の預託等又は返還を求めた後、遅滞なく、当該変動証拠金の預託等又は返還を受けること。

ニ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方がイからハマで掲げる行為又はこれらに類する行為に基づき行う変動証拠金の預託等又は返還に係る求めに応じること。

ホ 信託勘定に属するものとして経理される非清算店頭デリバティブ取引について、信託財産ごとに、イからニまでに掲げる行為を行うこと。

[21号の6] 非清算店頭デリバティブ取引に係る当初証拠金に関して、次のイからトに掲げる行為を行うための措置を講じていないと認められる状況

イ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で次に掲げる事由が生じた場合に、当該相手方との間における非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額並びに当該相手方から預託等がされている当初証拠金の時価の合計額及び当該相手方に預託等をしている当初証拠金の時価の合計額を算出すること。

(1) 非清算店頭デリバティブ取引を行ったとき、非清算店頭デリバティブ取引が終了したときその他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があった場合

(2) 最後に潜在的損失等見積額を算出した日から1カ月が経過した場合

(3) 相場の変動その他の理由により当該相手方に対して当初証拠金の預託等を求めることが必要と認められる場合

ロ イの規定により算出される額に基づき金融庁長官が定める方法により算出した額が、当初証拠金の預託等を求めることを要しない額として当事者があらかじめ定めた額を上回るときは、直ちに、当該相手方に対して当該算出した額に相当する当初証拠金の預託等を求めること。

		<p>ハ ロの規定により当初証拠金の預託等を求めた後、遅滞なく、当該当初証拠金の預託等を受けること</p> <p>ニ ハの規定により預託等を受けた当初証拠金を、相手方が非清算店頭デリバティブ取引に係る債務を履行しないときに遅滞なく利用することができ、かつ、当該当初証拠金の預託等を受けた金融商品取引業者等に一括清算事由又はこれに類する事由が生じた場合に当該相手方に当該当初証拠金が返還されるよう、信託の設定又はこれに類する方法により管理すること。</p> <p>ホ ハの規定により預託等を受けた当初証拠金を担保に供し、又は貸し付けないこと。</p> <p>ヘ 非清算店頭デリバティブ取引の相手方がイからハマまでに掲げる行為又はこれらに類する行為に基づき行う当初証拠金の預託等に係る求めに応じること。</p> <p>ト 信託勘定に属するものとして経理される非清算店頭デリバティブ取引について、信託財産ごとに、イからハマまでに掲げる行為を行うこと。</p>
113頁・22行目	委託金融商品取引業者	委託金融商品取引業者(金商業等府令44条5号)
114頁・8行目		<p>追加</p> <p>[26号] 上場有価証券又は店頭売買有価証券と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出しの取扱いを行う場合において、顧客にその有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況</p> <p>イ 金商令26条の6により、取引府令15条の5に定める価格未決定期間においてその有価証券と同一銘柄につき取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における空売り又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った者は、その募集又は売出しに応じて取得した有価証券により空売りにかかる有価証券の借入れの決済を行うことができない旨</p> <p>ロ 金融商品取引業者等は、イに規定する者が行った空売りにかかる有価証券の借入れの決済を行うためにその募集又は売出しに応じる場合には、その募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができない旨</p> <p>[27号] 株券等の5%以上の買集め(金商令31条)行為であって取引府令62条2号に定める軽微基準にあたるもの(ブロックトレード)を行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況</p> <p>イ 買集め行為を行うに際し、その相手方に対して、その買集め行為により買い集めた株券等を直ちに転売することを目的とするものであることを約すること</p> <p>ロ 直ちに転売することができない可能性がある場合は、買集め行為後、直ちに、買集め行為を行った旨、その銘柄、その議決権数、直ちに転売できない可能性がある旨を公表措置に準じ公開すること</p> <p>[28号] 平成25年改正前の厚生年金保険法130条の2第1項の規定による投資一任契約を締結し、年金給付等積立金の運用を行う場合において、基金から運用の基本方針たる事項を示されたときに、基金に対して、その示されたところに従って積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、年金基金の知識、経験、財産の状況及び投資一任契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備していない状況</p> <p>[29号] 投資一任契約に基づき行う運用財産の管理について権利者が信託会社又は信託業務を行う金融機関への信託をする場合において、運用財産の運用を行う金融商品取引業者が、権利者(特定投資家を除く)に交付した運用報告書に記載した有価証券の銘柄、数及び価額を、その交付後遅滞なく信託会社等に通知していない状況</p> <p>[30号] 適格機関投資家等特例業務において、出資対象事業への出資を行っている適格機関投資家が特例業務届出者の子会社等である適格機関投資家のみであることその他の事情を勘案して法63条1項各号の行為を適切に行っていないと認められる状況</p>



115頁・11行目	<p>集団投資スキーム持分(法2条2項5号・6号), 又は法2条1項21号の証券又は証書(外国法人の譲渡性預金の証書と学校債券)若しくは法2条2項7号の権利(学校債)については,</p>	<p>集団投資スキーム持分(法2条2項5号・6号)については,</p>
115頁・14行目	<p>又は拠出された金銭が</p>	<p>又は拠出された金銭(金商令1条の3各号に掲げるものを含む[同令16条の7])が</p>
115頁・20行目	<p>特定投資家向け勧誘等(同項8号)</p>	<p>特定投資家向け売付け勧誘等(同項8号)</p>
115頁・25行目	—	<p>追加  (17) 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止  金融商品取引業者等は, 集団投資スキーム持分については, これらの権利に関し出資され又は拠出された金銭(金商令1条の3各号に掲げるものを含む[同令16条の7])が, その金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら, 募集・私募, 売出し・特定投資家向け売付け勧誘等, 募集・売出し・私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(法2条8項7号から9号)を行うことができません(法40条の3の2)。  (18) 商品市場デリバティブ取引等に係るのみ行為の禁止  金融商品取引業者等は, 商品関連市場デリバティブ取引等&lt;&lt;注&gt;&gt;の委託を受けたときは, その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしないで, 自己がその相手方となって取引を成立させてはならない(法40条の6)。  &lt;&lt;注&gt;&gt; 商品関連市場デリバティブ取引(法2条8項1号)又はその委託の媒介, 取次ぎ若しくは代理をいう。</p>
119頁・11行目	<p>権利者はイ,</p>	<p>権利者はイの投資法人,</p>
120頁・19行目	<p>金商業等府令130条で定める</p>	<p>金商業等府令130条1項で定める</p>
121頁・13行目	—	<p>追加  [8号の2] 運用財産に関し, 信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと</p>
122頁・2行目	—	<p>追加  [12号] 存続厚生年金基金(金商業等府令16条の3第1号)が, 特定の運用方法に集中して運用されるおそれがあることを知った場合において, その存続厚生年金に対し, その旨を通知しないこと  [13号] 存続厚生年金からの投資一任契約が法2条8項口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものではなく, 運用財産の運用として特定の金融商品を取得させることその他特定の取引に関する指図を受けた場合において, これに応じること  [14号] 積立金の運用に際して, 存続厚生年金に対し, 不確実な事項について断定的判断を提供し, 又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること  [15号] 投資一任契約に基づき行う運用財産の管理について権利者(特定投資家を除く)が信託会社又は信託業務を行う金融機関への信託をする場合において, 当該運用財産の運用に関し, 運用を行う金融商品取引業者が, 対象有価証券について次のイ, ロ, ハの要件を充たすことなく対象有価証券の取得又は買付けの申込みを行うこと  イ 信託会社等が対象有価証券の真正な価額を知るために必要な措置  ロ 対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産に係るファンド監査が行われること  ハ 信託会社等がファンド監査の真正な監査報告書等の提供を受けるために必要な措置</p>
123頁・19行目	<p>法2条8項1号から4号までに掲げる行為を行う</p>	<p>法2条8項1号から4号までに掲げる行為又は商品関連市場デリバティブ取引を行う</p>

124頁・22行目	《注》	《注1》
124頁・27行目	《注》「対象有価証券関連取引」とは、有価証券関連業又は有価証券関連業に付随する業務として、金商業等府令137条に定めるものにかかる取引です。ただし、店頭デリバティブ取引、金商令16条の15で定める外国市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定〔平成19年8月17日金融庁告示第56号〕する取引は除かれます。	《注1》「対象有価証券関連取引」とは、有価証券関連業又は有価証券関連業に付随する業務として、金商業等府令137条に定めるものにかかる取引です。ただし、店頭デリバティブ取引(金商業等府令137条の2、金商令1条の8の6第1号、2号で定めるプロを相手方とする取引に限る。)、金商令16条の15で定める店頭デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定〔平成19年8月17日金融庁告示第56号〕する取引は除かれます。
125頁・25行目	(d) 金融商品取引業者等は、	(d) 金融商品取引業者等は、対象商品デリバティブ取引関連取引《注2》に関し、取引証拠金として顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券その他顧客から預託を受けた財産又は顧客の計算に属する金銭その他の財産については、金商業等府令142条の3、4、5で定めるところにより、自己の固有財産と区別して管理しなければなりません(法43条の2の2)。金融商品取引業は、
126頁・3行目	—	追加 《注2》 対象商品デリバティブ取引関連取引は、①「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」つまり(i)商品関連市場デリバティブ取引についての媒介、取次ぎ若しくは代理(法2条8項2号)、(ii)商品関連市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理(同項3号)と②法35条1項に規定する業務のうち「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」に係る業務に付随する業務として金商業等府令142条の2で定める法35条1項9号の「他の金融商品取引業者等の業務の代理」に係る取引をいう。
126頁・7行目	(法43条の4第1項)	(法43条の4第1項)金融商品取引業者等は商品関連市場デリバティブ取引(法2条8項1号)についての同項2号、3号又は5号に掲げる行為に関して、顧客の計算において自己の占有する商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む)又は顧客から預託を受けた商品を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、金商業等府令146条2項で定めるところにより、顧客から書面による同意を得なければなりません(同条2項)。
126頁・8行目	有価証券	有価証券・商品
126頁・12行目	(同条2項)	(同条3項)
127頁・13行目	募集又は売出し	募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等
129頁・16行目	募集、売出し若しくは私募の取扱い	募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
130頁・5行目ー7行目	《注》	削除
130頁・23行目	12号	14号
131頁・11行目	(2)当該有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い	(2)当該有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け勧誘等の取扱い
131頁・26行目	[8号] 金融商品取引業者の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること	[8号] 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること
131頁・29行目	—	追加 [9号] 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、その親法人等又は子法人等から取得した発行者等に関する非公開情報を電子情報処理組織の保守及び管理並びに内部管理に関する業務を行うため以外の目的で利用すること

同	—	追加 [10号] 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うこと
同	[9号]	[11号]
132頁・3行目	[10号]	[12号]
132頁・5行目	募集又は売出しの条件	募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件
132頁・10行目	[11号]	[13号]
132頁・18行目	[12号]	[14号]
135頁・表のうち1号	不招請勧誘の規制(法38条3号)	不招請勧誘の規制(法38条4号)
同	勧誘受諾意思確認義務(同条4項)	勧誘受諾意思確認義務(同条5項)
同	再勧誘禁止(同条5号)	再勧誘禁止(同条6号)
136頁12行目	①地方公共団体	削除
136頁13行目～24行目	②特殊法人及び独立行政法人 ③投資者保護基金(法79条の21) ④預金保険機構 ⑤農水産業協同組合貯金保険機構 ⑥保険契約者保護機構(保険業法259条) ⑦特定目的会社(資産流動化法2条3項) ⑧金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ⑨取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社 ⑩金融商品取引業者又は法63条3項に規定する特例業務届出者である法人 ⑪外国法人	①特殊法人及び独立行政法人 ②投資者保護基金(法79条の21) ③預金保険機構 ④農水産業協同組合貯金保険機構 ⑤保険契約者保護機構(保険業法259条) ⑥特定目的会社(資産流動化法2条3項) ⑦金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社 ⑧取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社 ⑨金融商品取引業者又は法63条3項に規定する特例業務届出者である法人 ⑩外国法人
138頁・20行目	(e)期限 特定投資家から一般投資家への移行、一般投資家から特定投資家への移行、いずれも有効期間があります(法34条の2第3項・34条の3第2項・34条の4第4項、金商業等府令54条・58条・63条)。有効期間後も移行の効果を継続するためには期限までに更新申出が必要です(法34条の2第10項・34条の3第7項・34条の4第4項)。	(e)期限 特定投資家から一般投資家への移行に有効期限はありませんが、一般投資家から特定投資家への移行には有効期限があります(法34条の2第3項・34条の3第2項・34条の4第6項、金商業等府令58条・63条)。ただし、いずれも移行の復帰についてはいつでも可能です(法34条の2第10項、34条の3第9項、34条の4第4項)。一般投資家から特定投資家への移行の有効期限後も移行の効果を継続するためには期限までに更新申出が必要です(法34条の3第7項・34条の4第6項)。
138頁・27行目	金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家を相手方とし又は一般投資家のために、法2条8項1号から4号まで及び10号の行為を行うことができません。	金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、特定投資家向け有価証券の発行者、金商業等府令125条の2で定める者以外の者)を相手方とし又は一般投資家のために、法2条8項1号から4号まで及び10号の行為を行うことができません(法40条の4)。
139頁・1行目	③その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合、はこの限りではありません。	③その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない金商業等府令125条の3で定める場合、はこの限りではありません。
143頁・17行目	<3号> 特殊債 金融債(例:農林中央金庫の農林債券[ワリノー、リッキー]、商工組合中央金庫の商工債券[ワリショー、リッショー]など)、政府保証債(例:成田国際空港株式会社債、都市再生機構債)、政府保証のない特殊債(例:NHKの放送債券)	<3号> 特殊債 社会医療法人債券、国立大学法人債券
144頁・1行目	<8号> 資産流動化法(2条9項・48条以下)	<8号> 資産流動化法(2条9項・48条・139条以下)
144頁・6行目	<11号> 投資信託・投資法人法(2条15項・18項)に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(例:REIT)	<11号> 投資信託・投資法人法(2条15項・18項・20項)に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(例:REIT)

144頁・8行目	(貸付信託法2条2項)	(貸付信託法8条)
145頁・26行目	学校債	学校貸付債権
146頁・19行目	[1号] 保険業(保険業法2条1項各号に掲げる事業)にかかるとの契約に基づく権利	[1号] 保険業法2条1項各号に掲げる共済事業にかかるとの契約に基づく権利
146頁・37行目	株券の発行者	株券又は投資証券の発行者
146頁・39行目	(以下この号において「役員等」という)	(以下「役員等」という)
147頁・16行目	—	追加 (iii) 投資証券の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が資産運用会社又は特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して投資法人の投資証券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約(各役員又は従業員の1回あたりの拠出金額が100万円に満たないものに限る)に基づく権利 (iv) 法人その他の団体が他の法人のその他の団体と共同して専らコンテンツ事業(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律2条3項)を行うことを約する契約に基づく権利であって定義府令7条3号イ、ロ、ハの要件のすべてに該当するもの
148頁・27行目	(2号に掲げる取引	(2号又は4号の2に掲げる取引
149頁・3行目	(通貨を除く)	(通貨・金融商品たる商品を除く)
149頁・4行目	金融指標	金融指標(通貨・金融商品たる商品を除く)
149頁・10行目	—	追加 <4号の2> 当事者が数量を定めた金融商品たる商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
149頁・30行目	金融商品(第24項第5号に	金融商品(金融商品たる商品・第24項第5号に
150頁・5行目	<2号> 約定数値と現実数値の差	<2号> 約定数値(金融商品たる商品・第24項第5号に規定する標準物に係る金融指標の数値を除く)と現実数値(金融商品たる商品・第24項第5号に規定する標準物に係る金融指標の数値を除く)の差
150頁・14行目	金融指標として	金融指標(金融商品たる商品・第24項第5号の標準物に係るものを除く)として
150頁・20行目	(通貨を除く)	(通貨、金融商品たる商品、第24項第5号に規定する標準物を除く)
150頁・29行目	金融商品、	金融商品〔金融商品たる商品・第24項第5号に規定する標準物を除く〕、
152頁・22行目	—	(h)「外国市場デリバティブ取引」は、金融商品たる商品又はその価格及びこれに基づいて算出した数値である金融指標に係るものが除かれます。
153頁・2行目	<2号> 預金契約に基づく債権、外国為替及び外国貿易法6条1項7号の支払手段、11号の証券、13号の債権(金商令1条の17)	<2号> 外国為替及び外国貿易法6条1項7号の支払手段、11号の証券、13号の債券(金商令1条の17)
153頁・5行目	—	追加 <3号の2> 商品(商品先物取引法2条1項に規定する商品のうち、金商令1条の17の2で定めるもの)
153頁・15行目	預金債権等(2号)	債権等(2号)
154頁・5行目	(通貨を除く)	(通貨・金融商品たる商品を除く)
154頁・14行目	(商品取引所法2条5項に規定する商品指数を除く)	(商品先物取引法2条2項に規定する商品指数であって、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く)

154頁・17行目	[2号] 内閣府が作成する国民経済計算にかかる数値、統計法3条1項の指定統計調査及び同法14条の届出統計調査にかかる数値その他これに相当する外国の統計の数値	[2号] 統計法2条4項の基幹統計の数値、同条7項の一般統計調査の結果数値、同法24条1項・25条の届出のあった統計調査の結果数値 [3号] [2号]に相当する外国の統計の数値 [4号] 行政機関や不動産関連業務を行う団体が発表する不動産の価格又はその水準、定義府令21条の2で定める不動産の賃料その他の価値、又は収益、その水準
同	1号から3号に掲げる	<1号>から<3号>に掲げる
155頁・2行目	<3号>の[1号]、[2号]は、	<3号>は、
155頁・13行目	取得の申込みの勧誘(定義府令9条1号から4号で定めるもの)を含めて、「取得勧誘」という)	取得の申込みの勧誘(定義府令9条1号から6号で定める取得勧誘類似行為)を含めて、「取得勧誘」という)
155頁・18行目	50名<<注1>>以上の者(発行日前6ヵ月通算)	50名<<注1>>以上の者
155頁・24行目から 158頁・13行目	<p>&lt;2号&gt; 少数の者(50名未満)を相手方として行う場合でも、その有価証券が多数の者に譲渡されるおそれのある場合(具体的には次の、イの<b>プロ</b>私募、ロの<b>特定投資家向け取得勧誘</b>、ハの<b>少人数私募</b>のいずれにもあたらないもの)(同条3項2号)</p> <p>イ <b>プロ</b>私募 適格機関投資家のみを相手方とする場合で、その有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないと金商令1条の4で定める場合。具体的には、株券等の場合は(i)に、それ以外の有価証券は(ii)又は(iii)にあたる場合です。</p> <p>(i) 株券、優先出資証券、投資証券等、新株予約権証券、外国出資証券については、①発行者が上場証券、店頭売買有価証券、募集・売出しの届出書を提出した有価証券、所有者が500名以上の有価証券の発行会社でないこと、及び②転売禁止を定めた契約締結を取得の条件とすること、にあたる場合が<b>プロ</b>私募になります(同条1号)。</p> <p>(ii) (i)に掲げる有価証券以外の有価証券で、新株予約権、新優先出資引受権等が付されているものについては、①予約権行使、引受権行使、転換権行使により発行される株券の発行者について(i)①の要件をみたすこと、及び②転売制限に明白な名称が付され、かつ、転売制限が有価証券に記載されていること、又は転売制限が取得者に交付される説明書に記載されている場合が、<b>プロ</b>私募になります(金商令1条の4第2号、定義府令11条1項)。</p>	<p>&lt;2号&gt; 少数の者(50名未満)を相手方として行う場合でも、その有価証券が多数の者に譲渡されるおそれのある場合(具体的には次の、イの<b>適格機関投資家</b>私募、ロの<b>特定投資家</b>私募、ハの<b>少人数私募</b>のいずれにもあたらないもの)(同条3項2号)</p> <p>イ <b>適格機関投資家</b>私募 適格機関投資家のみを相手方とする場合で、その有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないと金商令1条の4で定める場合。具体的には、株券等の場合は(i)に、<b>新投資口予約権証券等の場合は(ii)に</b>、それ以外の有価証券は(iii)にあたる場合です。</p> <p>(i) 株券等(株券、外国株券、優先出資証券[法2条1項7号、8号]、外国優先出資証券、投資証券等[投資証券及び外国投資証券]、外国特殊法人出資証券)については、①発行者が、株券等と同一内容(剰余金の配当、残余財産の分配)の株券等について、上場証券、店頭売買有価証券、募集・売出しの有価証券届出書、発行登録追補書類を提出した有価証券、4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券、の発行者でないこと、及び②同一種類(定義府令10条の2第1項)の有価証券が<b>特定投資家向け有価証券でないこと</b>、③<b>適格機関投資家以外への転売禁止を定めた契約締結を取得の条件とすること</b>、にあたる場合が、<b>適格機関投資家</b>私募になります(金商令1条の4第1号)。</p> <p>(ii) 新株予約権証券等(新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権又は資産流動化法の優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びにこれらの性質を有する外国証券並びに新投資口予約権証券及びこれに類する外国投資証券)については、①<b>新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換される株券の発行者が(i)①の要件をみたし、株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券が(i)②の要件をみたすこと</b>、②<b>新株予約権証券等(新株予約権証券及び新投資口予約権証券を除く)の発行者が、新株予約権証券と同一種類の有価証券について、上場証券、店頭売買有価証券、募集・売出しの有価証券届出書、発行登録追補書類が提出されたもの、4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券、の発行者でないこと</b>、③<b>同一種類の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと</b>、④<b>新株予約権証券等に適格機関投資家に譲渡する場合以外の転売制限が有価証券に記載され且つ取得者にその有価証券が交付され、又は転売制限が取得者に交付される書面に記載され、或いは社債等振替法により加入者が転売制限を知ることができる措置がとられている場合が、適格機関投資家</b>私募になります(金商令1条の4第2号、定義府令11条1項)。</p>

(iii) (i), (ii)以外の有価証券の場合については、次の場合の**プロ**私募になります(金商令1条の4第3号, 定義府令11条2項)。

・普通社債券等

①転売制限が明白な名称が付けられ、記名式に限る定めがなされ、転売制限が債券等に記載されていること、又は、②取得者に交付される説明書に転売制限が記載されていること

・コマーシャル・ペーパー

①転売制限が明白な名称が付けられ、及び、②裏書が禁止され、転売制限が有価証券に記載されていること

・外国投資信託の受益証券・外国特定目的受益証券・外国受益証券発行信託受益証券、学校債券

①転売制限が明白な名称が付けられ、及び、②取得者に交付される説明書に転売制限が記載されること

・抵当証券

取得者に交付される説明書に転売制限が記載されること

他の証券にも同様の規定が定められています(定義府令11条3項)。

#### ロ 特定投資家向け取得勧誘

特定投資家のみを相手方として行う場合であって、次の(i), (ii)の両者の要件をみたすとき

(i) 取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外のものである場合には、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために取得勧誘を行うこと

(ii) その有価証券が取得者から特定投資家等(政令で定める特定投資家又は非居住者)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

(iii) (i), (ii)以外の有価証券については、次の場合が**適格機関投資家**私募になります(金商令1条の4第3号, 定義府令11条2項)。

①発行者が同一種類の有価証券について、上場証券、店頭売買有価証券、募集・売出しの有価証券届出書、発行登録追補書類が提出されたもの、4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券、の発行者でないこと、②同一種類の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと、③適格機関投資家に譲渡する場合以外の転売制限が有価証券に記載され且つ取得者にその有価証券が交付され、又は転売制限が取得者に交付される書面に記載され、或いは社債等振替法により加入者が転売制限を知ることができる措置がとられている場合。なお、次の有価証券の場合は、定義府令11条2項2号の定める要件にも該当することも適格機関投資家私募に該当するために必要です。

・有価証券信託受益証券及びその外国証券

・カバードワラント

・預託証券

#### ロ 特定投資家私募

特定投資家のみを相手方として行う場合であって、次の(i), (ii)の両者の要件をみたすとき

(i) 取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外のものである場合には、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために取得勧誘を行うこと

(ii) その有価証券が取得者から特定投資家等(特定投資家又は金商令1条の5の2第1項に定める非居住者[外国為替及び外国貿易法6条1項6号])以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして同条2項で定める場合で、具体的には次のとおりです。

(あ) 株券等については、①同一種類の有価証券が、上場証券、店頭売買有価証券、募集・売出しの有価証券届出書、発行登録追補書類を提出した有価証券、4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券でないこと、②発行者と取得者との間及び取得勧誘を行う者と取得者との間で、特定投資家以外への転売禁止を定めた契約締結を取得の条件とすること(金商令1条の5の2第2項1号, 定義府令11条の2)。

(い) 新株予約権証券等については、①新株予約権証券等及び新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ又は転換される株券が(あ)①の要件をみたすこと、②(あ)②の要件をみたすこと(金商令1条の5の2第2項2号, 定義府令11条の2)。

(う) (あ), (い)に掲げる有価証券以外の場合にも、(あ)(い)と同様の要件が定義府令12条で定められています(金商令1条の5の2第2項3号)。

	<p>ハ 少数私募        多数人向け勧誘にもイの<b>プロ</b>私募にもロの特定投資家向け取得勧誘にも該当しない場合(6ヵ月以内に同一種類(定義府令12条)の有価証券が発行されて合算すると50名以上になる場合を除く)で、株券等の場合は(i)に、それ以外の場合は(ii), (iii)にあたる場合です(金商令1条の6・1条の7)。        (i) 株券, 新株予約権証券, 外国出資証券については、発行者が上場株券, 店頭売買有価証券, 募集・売出しの届出書を提出した有価証券所有者が500名以上の有価証券の発行会社でないこと、にあたる場合が少数私募となります(金商令1条の7第1号)。        (ii) (i)以外の有価証券で新株予約権, 新優先出資引受権等が付されているものについては、①予約権行使, 引受権行使, 転換権行使により発行される株券の発行者について(i)の要件をみること, ②記名式に限る定めがなされ、一括譲渡以外の転売制限が有価証券に記載されていること、並びに③証券の枚数が50枚未満であること及び分割禁止が有価証券に記載されていること、又は取得者に交付される説明書に転売禁止が記載されること、が少数私募となります(金商令1条の7第2号, 定義府令13条1項・2項)。         (iii) (i)(ii)以外の有価証券(定義府令13条3項)        ・普通社債については、①記名式に限る定めがなされ、一括譲渡以外の転売制限が有価証券に記載されていること、又は、②証券の枚数が50枚未満であること及び分割禁止が有価証券に記載されていること、又は、③取得者に交付される説明書に転売制限が記載されていること        ・学校債券については、証券の枚数が50枚未満であること及び分割禁止が有価証券に記載されていること他の証券にも同様の規定が定められています(定義府令13条3項2号以下)。</p>	<p>ハ 少数私募        &lt;1号&gt;の多数人向け勧誘にもイの<b>適格機関投資家</b>私募にもロの特定投資家<b>私募</b>にも該当しない場合(6ヵ月以内に同一種類[定義府令10条の2第2項]の有価証券が発行されて合算すると取得勧誘の相手方が50名以上になる場合を除く)で、株券等の場合は(i)に、<b>新株予約権証券等の場合は(ii)に、それ以外の有価証券の場合は(iii)にあたる場合です。なお、その取得勧誘が特定投資家のみを相手方とし、且つ50名以上の者を相手方として行う場合は少数私募にあたりません</b>(金商令1条の6・1条の7)。        (i) 株券等については、①同一内容の株券等が、上場証券, 店頭売買有価証券, 募集・売出しの有価証券届出書, 発行登録追補書類を提出した有価証券, 4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券でないこと、②同一種類の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。        (ii) 新株予約権証券等については、①新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ又は転換される株券の発行者並びにその株券, 新株予約権証券, 新投資口予約権証券が(i)①②の要件に該当し、②新株予約権証券等の発行者が、同一種類の有価証券について、上場証券, 店頭売買有価証券, 募集・売出しにつき有価証券届出書, 発行登録追補書類を提出した有価証券, 4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券、の発行者でないこと、③(i)②の要件をみること、④新株予約権証券等に、定義府令13条1項の定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が一括譲渡以外の譲渡禁止その他同条2項に定める要件に該当すること。        (iii) (i), (ii)以外の有価証券については、①発行者が同一種類の有価証券について、上場証券, 店頭売買有価証券, 募集・売出しにつき有価証券届出書, 発行登録追補書類を提出した有価証券, 4事業年度末の株券その他金商令3条の6第3項で定める有価証券の所有者が1000名以上の有価証券、の発行者でないこと、②同一種類の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと、③定義府令13条3項に定める要件に該当すること。</p>
158頁・表	イ <b>プロ</b> 私募	イ <b>適格機関投資家</b> 私募
同	ロ <b>特定投資家向け取得勧誘</b>	ロ <b>特定投資家<b>私募</b></b>
158頁・27行目	第1項有価証券については、 <b>プロ</b> 私募, 特定投資家 <b>向け取得勧誘</b> , 少数私募にあたる場合です。	第1項有価証券については、 <b>適格機関投資家</b> 私募, 特定投資家 <b>私募</b> , 少数私募にあたる場合です。

159頁・3行目－16行目	<p>(5) 売出し(法2条4項)  「第1項有価証券」についての、有価証券の「売出し」は、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(「売付け勧誘等」)のうち、均一の条件で、50名以上の者を相手方として行う場合(金商令1条の8)です(注2)。  次のイ、ロ、ハのすべての要件をみたすときは売出しにあたりません(法2条4項1号)。  イ 売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方として行われること  ロ 売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合には、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために売付け勧誘等を行うこと  ハ その有価証券が取得者から特定投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合  「均一の条件」は、証券会社が日常的に行う既発行の有価証券の売付けの申込み等が売出しにあたらぬことを明確にする趣旨です。</p>	<p>(5) 売出し(法2条4項)  「第1項有価証券」についての有価証券についての「売出し」は、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(「売付け勧誘等」(注2))のうち、その売付け勧誘等が1号の多数の者を相手方として行う場合、2号の多数の者を相手方としない場合でもその有価証券が多数の者に譲渡されるおそれがある場合のいずれかにあたるものです(金商令1条の7の3で定める有価証券の取引にかかるものを除く)。  &lt;1号&gt; 多数の者を相手方として行う売付け勧誘等(法2条4項1号)  50名(注3)以上のものを相手方として行う場合(金商令1条の8)です。ただし、特定投資家のみを相手方とする場合は除かれます。  &lt;2号&gt; 少数の者(50名未満)を相手方として行う場合でも、その有価証券が多数の者に譲渡されるおそれのある場合(具体的には、次の適格機関投資家私売出し、ロの特定投資家私売出し、ハの少数私売出しのいずれにもあたらないもの)(法2条4号2号)  イ 適格機関投資家私売出し  機関投資家のみを相手方とする場合で、その有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金商令1条の7の4で定める場合  ロ 特定投資家私売出し  特定投資家のみを相手方として行う場合であって、次の(i)、(ii)の両者の要件をみたすとき  (i) 売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合には、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために売付け勧誘等を行うこと  (ii) その有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金商令1条の8の2、定義府令13条の5で定める場合  ハ 少数私売出し  多人数向け売付け勧誘等にもイの適格機関投資家私売出しにもロの特定投資家私売出しにも該当しない場合(1ヵ月以内に同一種類の有価証券が発行されて合計すると50名以上になる場合を除く(注4))で、その有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして金商令1条の8の4で定める場合</p>												
159頁・19行目	法2条4項2号、金商令1条の8の2	法2条4項3号、金商令1条の8の5												
159頁・21行目	取引所金融商品市場における有価証券及びPTSにおける上場有価証券の売買は、投資者にとって十分な投資情報の入手が可能であることから、取得者である投資家保護の必要がないので、売出しに該当しない取扱いとしています(法2条4項括弧書)。	取引所金融商品市場における有価証券及びPTSにおける上場有価証券の売買など金商令1条の7の3各号に該当する取引は、取得者である投資家保護の必要がないので、売出しに該当しない取扱いとしています(法2条4項括弧書)。												
159頁・30行目	注2 売出しは、既に発行された有価証券についてであり、一般投資家への転売禁止の制限を付すことが困難であることから、適格機関投資家は人数から除外されます。	注2 定義府令9条1号から6号に定める取得勧誘類似行為と同府令13条の2各号に定めるものを除く。 注3 50名の算定にあたっては、取得する適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものと金商令1条の7の4に定める場合、その適格機関投資家の数が除かれます。 注4 金商令1条の8の3												
160頁・3行目	—	追加 ■既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(第1項有価証券の場合) <table border="1" data-bbox="1130 2048 1465 2232"> <tr> <td>50人以上</td> <td></td> <td rowspan="2">} 売出し</td> </tr> <tr> <td>50人未満</td> <td>イ、ロ、ハ以外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 適格機関投資家私売出し</td> <td rowspan="3">} 私売出し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ 特定投資家私売出し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ 少数私売出し</td> </tr> </table>	50人以上		} 売出し	50人未満	イ、ロ、ハ以外		イ 適格機関投資家私売出し	} 私売出し		ロ 特定投資家私売出し		ハ 少数私売出し
50人以上		} 売出し												
50人未満	イ、ロ、ハ以外													
	イ 適格機関投資家私売出し	} 私売出し												
	ロ 特定投資家私売出し													
	ハ 少数私売出し													
160頁・7行目	定義府令10条1号から26号	定義府令10条1項1号から27号												



160頁・20行目	<10号> (削除)	<10号> 地域経済活性化支援機構
160頁・21行目	—	追加 <10号の2> 東日本大震災事業者再生支援機構
同	<11号> 財政融資資金の管理及び運用をする者	<11号> 財政融資資金の管理及び運用, 並びに財政投融資計画の執行をする者
161頁・5行目	<20号> 民間都市機構(都市再生特別措置法29条1項2号)	<20号> 民間都市機構(都市再生特別措置法29条1項1号, 71条1項1号)
161頁・11行目	—	追加 <23号の2> 特定目的会社(資産流動化法2条3項) ※
161頁・24行目	—	追加 <27号> 外国の法令に準拠して設立された厚生年金・企業年金に類するもので、純資産100億円以上のもの
161頁・26行目	適格機関投資家となるための届出は、毎年1月中に行った場合は3月から、4月中に行った場合は6月から、7月中に行った場合は9月から、11月中に行った場合は12月から、各2年間、適格機関投資家になると定義府令10条5項で定められ、適格機関投資家となる機会は年4回とされています。	適格機関投資家となるための届出は、平成23年4月6日以降随時受け付けられることになりました。
162頁・5行目	特定募集等が開始される日の前日までに	特定募集等が開始される前に
162頁・7行目	(2)「特定募集等」とは、①(i)その有価証券に関して開示が行われている場合の売出し(法4条1項3号)、若しくは(ii)発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出し(同項5号)、(iii)その有価証券に関して開示が行われている場合及び勧誘がその有価証券の発行会社に関して行われているため有価証券届出書の提出をしない適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(法4条2項但書、開示府令2条の4)、(iv)その有価証券に関して行われている場合及び内閣府令で定める場合にあたるため有価証券届出書の提出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘(法2条3項但書)のうち、②有価証券の売出しに該当するもの、若しくは有価証券の売出しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないものです(法4条4項)。	(2)「特定募集等」とは、「特定募集」とその有価証券に関して開示が行われている場合の売出し(法4条1項3号)です(法4条6項)。「特定募集」とは、①(i)発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出し(同条1項5号、開示府令2条3項)、(ii)その有価証券に関して開示が行われている場合及び勧誘がその有価証券の発行会社に対して行われているため有価証券届出書の提出をしない適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(法4条2項但書、開示府令2条の4)、(iii)その有価証券に関して開示が行われている場合及び開示府令2条の7で定める場合にあたるため有価証券届出書の提出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘(法2条3項但書)のうち、②有価証券の売出しに該当するもの、若しくは有価証券の売出しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないものです(法4条5項)。
162頁・12行目	(iv)その有価証券に関して行われている場合	(iv)その有価証券に関して開示が行われている場合
162頁・17行目	(3) その開示が行われている有価証券の売出しで一定の日における株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合(法4条3項)の売出しで売出価額の総額が1億円未満のもの、有価証券の募集又は売出でその価額が1000万円(開示府令4条4項)以下のものは、有価証券通知書の提出は不要です(法4条5項但書)。	(3) 開示が行われている有価証券の売出しで一定の日における株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合(法4条4項)の売出しで売出価額の総額が1億円未満のもの、開示が行われている有価証券の売出しで発行者その他開示府令4条4項に定める者以外の者が行うもの、有価証券の募集又は売出でその価額が1000万円(開示府令4条5項)以下のものは、有価証券通知書の提出は不要です(法4条6項但書)。
163頁・6行目	新たに有価証券が発行される場合	新たに有価証券が発行される場合(内閣府令で定める組織再編成発行手続に類似する場合を含む。)
163頁・9行目	既に発行された有価証券が交付される場合	既に発行された有価証券が交付される場合(組織再編成発行手続に類似する場合を除く。)
163頁・15行目	金商令2条の4	金商令2条の4, 5

163頁・25行目	イ 組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であって金商令1条の4に定める場合	イ 組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であって、金商令1条の4に定める場合
163頁・27行目	ロ 1号の多人数向け発行にもイの <b>プロ</b> 向け発行にも該当しない場合であって、金商令1条の7に定める場合 <b>です</b> 。	ロ 1号の多人数向け発行にもイの <b>適格機関投資家</b> 向け発行にも該当しない場合であって、金商令1条の7に定める場合。
164頁・1行目	金商令1条の7に定める場合 <b>です</b>	金商令2条の4の2に定める場合
164頁・10行目	法2条の2第4項	法2条の2第4項 <b>3号</b>
164頁・11行目	(C)「特定組織再編成交付手続」とは、第1項有価証券では組織再編成対象会社株主等が50名以上の場合、第2項有価証券では組織再編成対象会社株主等が500名以上である場合です(法2条の2第5項、金商令2条の6・2条の7)。	(3)「特定組織再編成交付手続」の定義も、第1項有価証券と第2項有価証券で区分されています(法2条の2第5項、金商令2条の6、7)。 (a)第1項有価証券の「特定組織再編成交付手続」は、組織再編成発行手続のうち、次の1号又は2号にあたる場合です。 <1号>組織再編成対象会社株主等が50名以上の場合 ただし、再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合は除きます。 <2号>次のイ、ロのいずれにも該当しない場合 イ 組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみであって、金商令1条の7の4で定める場合 ロ 1号の多人数向け交付にもイの適格機関投資家向け交付にも該当しない場合であって、金商令2条の6の2で定める場合 (b)第2項有価証券の「特定組織再編成交付手続」は、組織再編成対象会社株主等が500名以上である場合です(法2条の2第5項3号、金商令2条の7)。
164頁・14行目	(3)	(4)
164頁・23行目	(4)	(5)
164頁・27行目	(5)	(6)
166頁・19行目	(法13条1項)。	(法13条1項)。なお、 <b>ライツ・オファリング</b> (株主全員に対する新株予約権無償割当て[会社法277条]により行う新株予約権の募集)で、法13条1項1号及び2号、開示府令11条の5に該当するものは、作成義務が免除されます(法13条1項但書)。
166頁・20行目	開示府令11条の2に定めるもの	開示府令11条の4に定めるもの
167頁・23行目	(法15条2項)。	(法15条2項)(インターネットによる提供。法27条の30の9第1項、開示府令23条の2)。
168頁・19行目	(法15条3項)。	(法15条3項、27条の30の9第1項、開示府令23条の2)。
169頁・1行目	(法15条4項)。	(法15条4項、27条の30の9第1項、開示府令23条の2)。
171頁・8行目	提出者 <b>又はその子会社</b> の有価証券	提出者が <b>発行する</b> 有価証券
171頁・9行目	募集 <b>又は</b> 売出しによらないで取得した者に対し	募集 <b>若しくは</b> 売出しによらないで取得した者 <b>又は処分した者</b> に対し
171頁・10行目	あります(無過失責任)。	あります。
171頁・12行目	(法21条の2第1項)。	(法21条の2第1項)。また、その書類の虚偽記載等について故意・過失がなかったことを証明したときは、賠償責任を免れます(同条2項)。
171頁・20行目	③ 裁判所は、②の証明があった場合、その事情から損害の性質上損害額の立証が極めて困難であるときは、相当な額を損害と認定することができます(法21条の2第2～5項)。	③ 裁判所は、①の場合に②の証明があり、その事情から損害の性質上損害額の立証が極めて困難であるときは、相当な額を損害と認定することができます(法21条の2第2～5項)。
172頁・4行目	た者に対して、記載	た者 <b>又は処分した者</b> に対して、記載

176頁・17行目	投資信託	投資信託・外国投資信託
177頁・10行目	金商令1条の8の3	金商令1条の8の6
177頁・20行目	行為	行為並びに特定店頭デリバティブ取引(法40条の7第1項)並びにその媒介、取次ぎ及び代理
178頁・17行目	—	追加 [1号の2] 外国市場デリバティブ取引又はその委託の媒介・取次ぎ又は代理のうち、外国において外国市場デリバティブ取引等を行う業者が、外国から金融商品取引業者・金融機関等を相手方として又は外国から勧誘することなく行う行為
180頁・4行目	—	追加 [7号の2] 従業員株式所有制度(ESOP)に基づき信託などが従業員持株会に譲渡するために発行会社の株式を募集又は売出しに際し引受ける行為
180頁・30行目	—	追加 [9号の2] 法2条8項14号の外国投資信託の運用行為のうち、外国の投資運用業者が行うもの
181頁・8行目	[11号] 法2条8項15号の自己運用行為のうち、次の二層型不動産ファンドの子ファンドの運用行為	[11号] 法2条8項15号の自己運用行為のうち、次の二層型不動産ファンドの子ファンド <b>運営者</b> の運用行為
183頁・2行目	—	追加 自己売買としての市場デリバティブ取引のうち、自己売買としての商品関連デリバティブ取引は1号に該当しません。商品関連デリバティブ取引とは、金融商品(法2条24項3号の2に掲げるものに限る)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る)に係る市場デリバティブ取引です。
183頁・6行目	取引所金融商品市場での取引は金融商品取引所の会員等だけが行えることになっているので、顧客から注文を受けて売買を執行するのは、売買の「取次ぎ」にあたります。	削除
183頁・23行目	「特定投資家向け売付け勧誘等」とは、均一の条件で多数の者を相手方として行う政令で定める場合に該当する第1項有価証券にかかる売付け勧誘等(法2条4項)であって、法2条4項1号イからハの要件のすべてをみたまものです(法2条6項)。	「特定投資家向け売付け勧誘等」とは、第1項有価証券にかかる売付け勧誘等(法2条4項)であって、法2条4項2号ロに掲げる場合に該当するもの(特定投資家私売し)です(法2条6項)。
184頁・8行目	平成20年の金商法の改正により、有価証券の種類に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外で行うことが投資家保護のため適切でないものは政令でPTS業務から除かれることになりました。	平成20年の金商法の改正により、有価証券の種類に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外で行うことが投資家保護のため適切でない <b>特定投資家向け有価証券の売買又はその媒介・取次ぎ・代理</b> はPTS業務から除かれることになりました(金商令1条の9の3)。
184頁・22行目	「金融商品の価値等」は、金融商品の価値、オプションの対価額又は金融指標の動向のことです。	「金融商品の価値等」は、金融商品(金融商品たる商品にあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る)の価値、オプションの対価額又は金融指標(金融商品たる商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る)の動向のことです。
185頁・6行目	(k) 16号の	(k) 16号は、商品関連市場デリバティブ取引についての2号、3号又は5号に掲げる行為を行う場合にあっては、これらの行為に関して、顧客から金融商品たる商品又は寄託された金融商品たる商品に関して発行された証券若しくは証書の預託を受けることを含みます。16号の
187頁・16行目	他の法人	クラブ法人
188頁・7行目	自己募集を	一部の有価証券については自己募集を

189頁・19行目	—	追加 ＜1号の2＞ 商品関連市場デリバティブ取引＜注1＞ についての、媒介、取次ぎ又は代理(法2条8項2号)、委託の媒介、取次ぎ又は代理(同項3号)、又は有価証券等清算取次ぎ(同項5号)
189頁・23行目	＜注＞	＜注2＞
189頁・24行目	金商業等府令5条	金商業等府令4条
189頁・29行目	—	追加 ＜注1＞ 法2条8項1号。
189頁・29行目	＜注＞	＜注2＞
190頁・10行目	—	追加 [3号] その有価証券が新株予約権証券(金商業等府令4条の2第1項で定める有価証券を含む)である場合において、その新株予約権証券を取得した者がその新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権(同条2項で定める権利を含む)を行使しないときにその行使しない新株予約権にかかる新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者がその新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。
190頁・18行目	イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であって、法2条2項の規定により有価証券とみなされるもの	イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって、法2条2項の規定により有価証券とみなされるもの
190頁・26行目	第1項有価証券に関連しない	有価証券に関連しない
192頁・23行目	①法28条1項1号に掲げる行為にかかる業務、②	①法28条1項1号に掲げる行為にかかる業務、①の2同項1号の2に掲げる行為にかかる業務、②
194頁・22行目	(i) 適格機関投資家等(適格機関投資家＜注1＞及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を相手方＜注2＞	(i) 適格機関投資家等(適格機関投資家＜注1＞及び49名以下の適格機関投資家以外の者)＜注2＞を相手方
194頁・24行目	私募＜注3＞	私募＜注3＞＜注4＞
194頁・28行目	(金商令17条の12第4項・1条の3で定められた有価証券、為替手形、約束手形、競馬用馬を含む)	(金商令17条の12第4項・1条の3、定義府令5条で定められた有価証券、為替手形、約束手形、競馬用馬を含む)
195頁・1行目	内閣総理大臣に届出＜注4＞をする	内閣総理大臣に届出をする
195頁・9行目	適格機関投資家等特例業務のうち、(i)、(ii)については、法35条から40条の5のうち38条1項(虚偽告知)、39条(損失補てん)とその罰則規定のみ適用され、(ii)について法42条から42条の8は適用されません(法63条4項・63条の3第3項)。	適格機関投資家等特例業務については、法36条1項、36条の3、37条、37条の3、4、38条1号・2号・8号、39条、40条、40条の3、40条の3の2、42条、42条の2、4、7、45条とその罰則規定のみ適用されます。なお、特定投資家の特例(第1節第5款[34条から34条の5]及び45条)も適用されます(法63条11項・63条の3第3項)。
195頁・15行目	＜注2＞ 次のイ、ロ、ハのいずれかが相手方である場合、(i)は認められません	＜注2＞ 適格機関投資家以外の者とは、金商令17条の12第1項、金商業等府令233条の2に該当する者に限られます。但し、金商令17条の12第2項のベンチャーファンドでは、金商業等府令233条の3各号に該当する者も含まれます。次のイ、ロ、ハは適格機関投資家等と認められません
196頁・19行目	＜注4＞ 届出書は添付の別紙様式第20号です(金商業等府令236条)。届出者は、特例業務を行う個人又は法人で、組合ではありません。	＜注4＞ 次の＜1号＞＜2号＞の要件に該当するものは除かれます(金商業等府令234条の2第1項、2項)。 ＜1号＞ 集団投資スキーム持分を有することとなる適格機関投資家のすべてが、純資産額5億円未満の投資事業有限責任組合である ＜2号＞ 集団投資スキームの資産運用等業者と密接な関係を有する者(同府令223条の2第1項2号から6号)及びベンチャーファンド特例の適格機関投資家以外の者にあたる者(同府令223条の3)が出資・拠出する金銭が、集団投資スキーム持分の財産総額の50%以上を占めること

198頁8行目から 201頁	■別紙様式第20号(第236条, 第239条関係)	全部削除
204頁・13行目	(1)「有価証券関連業」とは, 次に掲げる行為のいずれかを行うことです(法28条8項)。	(1)「有価証券関連業」とは, 次に掲げる行為のいずれかを業として行うことです(法28条8項)。
206頁・27行目	<5号の2> 商品ファンド法2条1項の商品投資により, 又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるものの取得をし, 譲渡をし, 使用をし, 若しくは使用させることにより, 他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務	<5号の2> 商品ファンド法2条1項の商品投資により, 又は同条4項の商品(金商令15条の26)の取得をし, 譲渡をし, 使用をし, 若しくは使用させることにより, 他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務
208頁・10行目	(2) 処分	(2) 監督上の処分
209頁・3行目	報告の徴収及び検査は, 金融商品取引業者の主要株主, 親銀行等(法31条の4第3項)若しくは子銀行等(同条4項)にも及びます(法29条の4第2項以下)。	報告の徴収及び検査は, 金融商品取引業者の主要株主, 特定金融商品取引業者等(法36条3項), 親銀行等(法31条の4第3項)若しくは子銀行等(同条4項)にも及びます(法29条の4第2項以下)。
210頁・16行目	市場デリバティブ取引を行う	市場デリバティブ取引(商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く)を行う
210頁・21行目	東京証券取引所, 大阪証券取引所, ジャスダック証券取引所, 東京金融取引所	東京証券取引所, 大阪取引所, 東京金融取引所
211頁・4行目	法112条1項により	法112条1項若しくは2項により
211頁・7行目	<1号> 金融商品取引業者及び取引所取引許可業者	<1号> 金融商品取引業者及び取引所取引許可業者(法60条の4第1項)
211頁・10行目	法113条1項により	法113条1項若しくは2項により
211頁・14行目	《注1》 法2条19項は, 「取引参加者」を, 法112条1項又は113条1項の規定による取引資格に基づき, 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいうと定義しています。	《注1》 法2条19項は, 「取引参加者」を, 法112条1項若しくは2項又は113条1項若しくは2項の規定による取引資格に基づき, 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいうと定義しています。
211頁・20行目	(5) 平成20年の改正で, 金融商品取引所は, 内閣総理大臣の認可を得て, 地球温暖化対策の推進に関する法律2条6項の算定割合量その他内閣府令で定める取引を行う市場の開設ができることになりました。	(5) 平成20年の改正で, 金融商品取引所は, 内閣総理大臣の認可を得て, 地球温暖化対策の推進に関する法律2条6項の算定割合量にかかる取引を行う市場, 平成21年の改正で商品先物取引をするために必要な市場の開設ができることになりました。
211頁・29行目	ただし, 地方公共団体は50%の範囲での取得が内閣総理大臣により認可されます。	ただし, 認可金融商品取引業協会, 金融商品取引所, 金融商品取引所持株会社, 商品取引所又は商品取引所持株会社が取得する場合は認められます。なお, 地方公共団体は50%の範囲での取得が内閣総理大臣により認可されます。
213頁・11行目	<5号> 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあっせん	<5号> 会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に関する紛争の解決
214頁・14行目	法156条の19	法156条の19第1項
217頁・4行目	課徴金・開示検査課	取引調査課, 開示検査課
217頁・5行目	5課	6課
217頁・14行目	—	追加 ・取引調査課 課徴金調査
217頁・15行目	課徴金・開示検査課	開示検査課
217頁・16行目	課徴金にかかる事件の調査や開示検査	開示検査
217頁・18行目	犯則事件の調査	犯則事件(金商令45条)の調査
217頁・20行目	平成18年度末で268名です。	平成23年度末で392名です。
217頁・25行目	証券会社等	金融商品取引業者等

217頁・27行目	課徴金・開示検査課では、平成17年に導入された課徴金の対象となる行為の取締り、発行開示、継続開示、公開買付開示、大量保有開示、監査証明についての検査を行っています。	開示検査課では、法26条等に基づく開示検査を行っています。
218頁・20行目	法79条の49各号	法79条の49第1項各号
218頁・21行目	もって証券取引に対する	もって証券取引又は商品関連市場デリバティブ取引に対する
218頁・23行目	有価証券関連業	有価証券関連業又は商品デリバティブ取引関連業務
218頁・25行目	関連取引を行う者	関連取引又は対象商品デリバティブ関連取引を行う者
218頁・25行目	(法79条の20第1項)。	(法79条の20第1項)。「商品デリバティブ取引関連業務」とは、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等(法43条の2の2)に係る業務をいい、「対象商品デリバティブ関連業務」も同条に定義されています。
219頁・9行目	—	追加 ＜2号＞ 商品関連市場デリバティブ取引について金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産のうち内閣府令・財務省令で定めるもの
219頁・9行目	＜2号＞	＜3号＞
219頁・13行目	—	追加 ＜4号＞ 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭
219頁・13行目	＜3号＞	＜5号＞
219頁・17行目	—	追加 ＜6号＞ 商品デリバティブ関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む)又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品
219頁・17行目	＜4号＞	＜7号＞
219頁・28行目	(法79条の27、金商令18条の7の2第1項)。	(法79条の27第1項、金商令18条の7の2第1項)。
224頁・15行目	法27条の30の2第1項	法27条の30の2
225頁・13行目	①, ②	(i), (ii)
227頁・13行目	(平成19年10月17日改正後のもの)	(平成21年8月24日改正後のもの)
228頁・1行目	(同規則2条の3)	(同規程414条1項)
228頁・17行目	(同規程503条)	(同規程502条)
228頁・19行目	「有価証券上場規程」601条12号, 「同施行規程」601条9項2号	「有価証券上場規程」601条1項12号, 「同施行規程」601条10項2号
228頁・21行目	上記(1)の適時開示の規則1条の3は	東京証券取引所の会社情報適時開示ガイドブックは
229頁・20行目	166条(会社関係者のインサイダー取引)と同じです。	166条(会社関係者のインサイダー取引)と同じです。「役員」は上場投資法人等の資産運用会社の役員を含みます。
229頁・25行目	特定有価証券等の買付け等	特定有価証券等に係る買付け等
231頁・10行目	金商法との関係でいえば、金商法2条1項の有価証券又は同条2項の規定による有価証券とみなされる権利＜注1＞を取得させる行為＜注2＞(金販2条1項5号・6号イ)、金商法2条21項の市場デリバティブ取引若しくは同条23項の市場デリバティブ取引又はこれらの取次ぎ(金販2条1項8号)、金商法2条22項の店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ(金販2条1項9号)、金利、通貨の価格その他指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引(金販2条1項10号)、が「金融商品の販売」にあたります＜注3＞。	金商法との関係でいえば、信託財産の運用方法が特定されていない金銭の信託にかかる信託契約の委託者との締結(金販2条1項3号、金販令2条)、金商法2条1項の有価証券又は同条2項の規定による有価証券とみなされる権利＜注1＞を取得させる行為＜注2＞(金販2条1項5号・6号イ)、金商法2条21項の市場デリバティブ取引若しくは同条23項の市場デリバティブ取引又はこれらの取次ぎ(金販2条1項8号)、金商法2条22項の店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ(金販2条1項9号)、が「金融商品の販売」にあたります＜注3＞。

231頁・26行目	「金融商品の販売等に関する法律施行令」	金販令
237頁・15行目	有価証券交付勧誘	有価証券交付勧誘等
237頁・29行目	(第1編第4章6(3)に記載)。	(第1編第4章6(3)に記載)[金融商品仲介者については法66条の14の2]。
237頁・30行目	(xiii)金融商品取引業者等は、開示が行われていない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘を行うことなく売付け <b>その他政令で定める行為を行う場合は、その相手方に対して開示が行われていないことその他内閣府令で定める事項を告知しなければなりません(法40条の5第1項)。</b>	(xiii)金融商品取引業者等は、開示が行われていない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘を行うことなく売付け(金商令16条の7の2第1号イからハ、金商業等府令125条の4第1項各号の行為を除く)を行う場合はその契約締結までに、買付け(金商令16条の7の2第2項イからニ、金商業等府令125条の4第2項各号の行為を除く)を行う場合はその行為のときまでに、その相手方に対して開示が行われていないことなど金商業等府令125条の5第2項で定める事項を告知しなければなりません(法40条の5第1項、金商業等府令125条)。
238頁・9行目	内閣府令	金商業等府令125条の6
238頁・21行目	《注2》「特定投資家向け売付け勧誘等」(法2条6項)とは、 <b>均一の条件で多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当する第1項有価証券にかかる売付け勧誘等であって、次のイからハまでのすべての要件をみたすものです。</b>	《注2》「特定投資家向け売付け勧誘等」(法2条6項)とは、第1項有価証券にかかる売付け勧誘等であって、次のイからハまでのすべての要件をみたすものです。
238頁・31行目	政令	金商令1条の8の2、定義府令13条の5
239頁・4行目	政令	金商令2条の12の4第1項
239頁・9行目	内閣府令	開示府令2条の2
239頁・11行目	<4号> 特定上場有価証券 <b>その他流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める有価証券</b>	<4号> 特定上場有価証券及びこれらであった有価証券(金商令2条の12の4第3項)
239頁・20行目	内閣府令	特定証券情報府令2条
239頁・23行目	内閣府令	特定証券情報府令7条2項・3項
239頁・30行目	施行日は、 <b>公布の日(平成20年6月13日)から6ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日です(改正法附則1条本文)。</b>	施行日は、 <b>平成20年12月12日です。</b>
239頁・31行目	ただし、ファイアーウォールの見直しの部分は <b>公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日からです(同附則1条3号)。</b>	ただし、ファイアーウォールの見直しの部分は <b>平成21年6月13日からです。</b>
239頁末行	—	[Q32](別紙1), [Q33](別紙2)を追加
243頁・1行目から256頁	重要事実一覧	本補正表添付の重要事実一覧に変更
257頁左欄あ行12行目	—	売付け勧誘……159
257頁中欄か行26行目	—	学校貸付債券……145
257頁右欄か行60行目	—	金融商品取引契約……93, 96, 136
259頁左欄た行67行目	—	特定投資家等……157

(別紙 1)

[Q 3 2] 信用格付業者とは何か

A

(1) 信用格付業者とは、信用格付業を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）《注 1》で内閣総理大臣の登録を受けたものです（法 2 条 3 6 項・6 6 条の 2 7）。信用格付業とは、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧する行為《注 2》を業として行うことをいいます（法 2 条 3 5 項）。信用格付は金融商品の信用状態又は法人《注 3》の信用状態に関する信用評価の結果について、記号又は数字《注 4》を用いて表示した等級をいいます《注 5》（法 2 条 3 4 項）。

平成 2 1 年改正法（「金融商品取引法等の一部を改正する法律」平成 2 1 年法律第 5 8 号）は、米国の企業会計不正事件やサブプライム・ローン問題を踏まえ、格付会社による格付が投資者の投資判断を歪めることがないように、格付会社が金融市場において適切な役割を果たすように、信用格付業者の制度を金融商品取引法に新設しました。

法は、信用格付業者を登録制度とし、金融商品取引業者等が顧客に対し、無登録の信用格付業を行う者が付した信用格付《注 6》について、無登録業者によること及び信用格付業者の登録の意義その他金商業等府令 1 1 6 条の 3 に定める事項、を告げずに提供して、金融商品取引契約の締結を勧誘することを禁止しています（法 3 8 条 3 号）。

《注 1》個人は登録できません（法 6 6 条の 3 0 第 1 項 1 号）。

《注 2》行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして定義府令 2 5 条に定めるものを除く。

《注 3》有価証券の発行者が法人でない場合など定義府令 2 4 条 1 項で定めるものを含む。



《注4》記号・数字に類する定義府令24条2項で定めるものを  
含む。

《注5》主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等  
級で定義府令24条3項で定めるものを除く。

《注6》金商業等府令116条の2で定めるものを除く。

(2) 法は、信用格付業者に、独立した立場において公正かつ誠実に業務を行う義務を負わせ(法66条の32)、業務管理体制の整備を義務付け(法66条の33、金商業等府令306条)ています。また、格付関係者(法66条の33第2項、金商業等府令307条)と密接な関係(同府令308条)を有する場合や、閲覧の禁止や信用格付に重要な影響を及ぼすべき同府令310条に定める事項に関して助言を行った場合(同府令311条で定める場合を除く)、信用格付の提供又は閲覧に供することを禁止しています(法66条の35第1・2号)。

また、格付方針等(信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供するための方針及び方法)の公表と、格付方針等に従った業務を義務づけています(法66条の36第1・2項、金商業等府令313・314条)。そして、信用格付業者は事業年度ごとに、業務の状況に関する金商業等府令318条に定める事項を記載した説明書類を作成し、事業年度4ヵ月経過後から1年間備置くと共にインターネットへも掲示します(法66条の39、金商令18の4の3、金商業等府令319条)。

信用格付業者は、業務改善命令(法66条の41)、登録取消し・業務の全部又は一部の停止命令・役員の解任命令(法66条の42)、報告徴取及び検査(法66条の45)により金融庁が監督を行います。

(別紙 2)

〔Q 3 3〕 指定紛争解決機関とは何か

A

(1) 指定紛争解決機関とは、金融商品取引業等業務<注 1>に関する苦情<注 2>を処理する手続(苦情処理手続)及び同業務に関する紛争<注 3>を訴訟によらずに解決を図る手続(紛争解決手続)並びにこれらに付随する業務<注 4>を行う者で、内閣総理大臣により指定された法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む)です(法 156 条の 38 第 1 項・9 項～11 項, 同条の 39)。

金融商品・サービスに関するトラブルを裁判外で簡易・迅速に解決し利用者の保護を図る目的で、平成 21 年の改正法により創設されました。

<注 1> 特定第一種金融商品取引業務(法 156 条の 38 第 2 項)・特定第二種金融商品取引業務(同条 3 項)・特定投資助言・代理業務(同条 4 項)・特定投資運用業務(同条 5 項)・特定登録金融機関業務(同条 6 項)又は特定証券金融会社業務(同条 7 項)をいいます(同条 8 項)。

<注 2> 金融商品取引業等業務関連苦情といいます(法 156 条の 38 第 9 項)。

<注 3> 金融商品取引業等業務関連紛争といいます(法 156 条の 38 第 10 項)。

<注 4> 苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれらに付随する業務を、紛争解決等業務といいます(法 156 条の 38 第 11 項)。

(2) 加入金融商品取引関係業者<注 5>の顧客は指定紛争解決機関に対し、金融商品取引業等業務関連苦情について解決の申立を行うことができ、その場合指定紛争解決機関は、その相談に

応じ、顧客に必要な助言を行い、金融商品取引業等業務関連苦情について調査するとともに、加入金融商品取引関係業者に対してその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければなりません（法156条の49）。

顧客又は加入金融取引関係業者《注6》は、指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立をすることができます（法156条の50第1項）。この場合、弁護士・金融商品取引業等業務の経験者、消費生活相談員、司法書士等から紛争解決委員が選任され（同条3項）、非公開の紛争解決手続を行います（同条4項、6項）。その手続では、当事者・参考人の意見を聴取し、報告書の提出、当事者からの帳簿書類その他の物件の提出が行われます。

紛争解決委員は和解案を作成して当事者に受諾を勧告するほか、特別調停案を提示することができます。特別調停案は加入金融商品取引関係業者が受諾を義務づけられる和解案です。但し、顧客が受諾をしないとき、訴えが提起されたとき、訴えが係属していて取り下げられないとき、他の手続で仲裁合意・和解・調停が成立したときは、受諾は義務づけられません（法156条の44第6項）。

指定紛争解決機関において当事者から徴収する紛争解決等業務の実施に関する料金（法156条の44第1項5号）は低廉に抑えて利用しやすくし（同条5項）、加入金融商品取引関係業者が負担する負担金（同条1項4号）により賄うこととしています。

《注5》金融商品取引業者等又は証券金融会社は、指定紛争解決機関と手続実施基本契約（法156の38第13項）を締結しなければならず（法37条の3、156条の31の2）、金融商品取引者は締結により加入金融取引関係業者となります（法156条の42第2項）。

《注6》加入金融取引関係業者又はその顧客を当事者といいま

す（法 156 条の 4 第 1 項 3 号）。

(3) 認可協会，認定協会や認定投資家保護団体でも苦情の解決・あっせんが行われます（法 67 条の 8 第 1 項 11 号，法 77 条，同条の 2，法 78 条 2 項 4・5 号，78 条の 6・7，法 79 条の 7 第 1 項 1・2 号）。但し，認可協会や認定協会が指定紛争解決機関に指定されたときは，指定紛争解決機関として紛争解決等業務を行います（法 77 条 5 項，同条の 2 第 9 項，78 条の 6・7）。

(別紙3)

〔Q34〕無登録業者による未公開有価証券の取引の民事効規定とは何か

A

(1) 無登録業者(法29条の登録を受けないで第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う者)が、未公開有価証券<注1>を売付け等<注2>した場合、その契約<注3>を無効とするものです。契約の民法上の効力を定めるものです(法171条の2第1項)。

近年、無登録業者が「上場が間近で必ず儲かる」などと高齢者を勧誘して価値のない未公開株を販売するトラブルが多発しており、適合性原則に合致しない暴利的行為について消費者保護の観点から、平成23年の改定により規定されたものです。

<注1>未公開有価証券とは、社債券、株券、新株予約権証券、その他適正な取引を確保することが特に必要なものとして施行令33条の4の5第1項で定める有価証券で、次の1号から3号に該当しないものです。

1号 金融商品取引所に上場されている有価証券

2号 店頭売買有価証券又は取扱有価証券

3号 前2号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として施行令33条の4の5第2項で定める有価証券

<注2>「売付け等」とは、売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱い、売出し又は私募の取扱い(施行令33条の4の4)をいいます。

<注3>法文上は、「対象契約」と呼んでおり、その売付け等に係る契約又はその売付け等により締結された契約であつて、顧客による未公開有価証券の取得を内容とするものをいいます。

(2) 無登録業者が、売付けの媒介・代理や募集・売出しの取扱いを行う場合も、171条の2第1項は、未公開有価証券の売主、発行者と未公開有価証券の取得者との間の対象契約に適用されて、対象契約は無効となります。

(3) (1)(2) いずれの場合でも、無登録業者又は対象契約に係る未公開有価証券の売主若しくは発行者（対象契約の当事者に限る。）が、①売付け等が顧客の知識、経験、財産の状況及び対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと、または、②売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、有効とされます（同項但書）。

(4) 平成23年改正前から、法31条の3は、金融商品取引業者でない者は、金融商品取引業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない旨、規定していました。

さらに、平成23年改正により、金融商品取引業者等、金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）を行うことができる者以外の者は、次の1号、2号に掲げる行為をしてはならないことが定められました。

1号 法36条の2第1項に規定する標識又はこれに類似する標識の提示その他の金融商品取引業を行う旨の表示をすること。

2号 金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約の締結について勧誘をすること（第2条第8項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

(5) 法171条の2、31条の3の規定は平成23年11月24日に施行されました。

(別紙 4)

〔Q 3 5〕 上場投資法人の投資証券の売買等にインサイダー取引は成立するか

A

(1) 平成 2 5 年の金融商品取引法の改正により、J-R E I T などの上場投資法人等の投資証券などについても法 1 6 6 条、1 6 7 条のインサイダー取引規制が及ぶことになりました。

上場投資法人等の発行する投資証券の市場価格は、いわゆるスポンサー企業の変更、公募増資、大口テナントの退去などが公表されて変動することがあります。こうした情報を知りうる特別な立場にあるものが、その情報を知って情報の公表前に投資証券等の取引を行うことは、一般の投資家との公平を欠き、証券市場の公正性、健全性を損ない証券市場に対する投資家の信頼を失うものであることから、インサイダー取引規制の対象としたものです。

(2) 「上場投資法人等」とは、投資信託・投資法人法 2 条 1 2 項に規定する投資法人である上場会社等をいいます(法 1 6 3 条 1 項)。法 1 6 6 条 1 項の主体となる上場会社等である上場投資法人の会社関係者は、次の 1 号から 5 号の者です。上場投資法人等の「重要事実」を次の 1 号から 5 号にそれぞれ定めるところにより知った場合に主体となります。

< 1 号 > 上場投資法人等(親会社及び資産運用会社<注 1>及びその特定関係法人<注 2>を含む。以下< 5 号 >まで同じ)の役員等

→ その者の職務に関し知ったとき

<注 1> 投資信託・投資法人法 2 条 1 9 項の登録投資法人(同法 1 8 7 条)の委託を受けてその資産運用に係る業務を行う金融商品取引業者です(法 1 6 3 条 1 項)。

<注 2> 次の法 1 6 6 条 5 項 1 号、2 号のいずれかに該当する

者です。

〔1号〕 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書で公衆縦覧に供されたもの又は公表した特定証券情報・発行者情報の直近のものに、「上場投資法人等の資産運用会社の親会社」として記載された会社（金商令29条の3第2項、取引府令55条の7第1項）

〔2号〕 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書で公衆縦覧に供されたもの又は公表した特定証券情報・発行者情報の直近のものに、「資産運用会社の利害関係人等（投資信託・投資法人法201条1項、同法施行令123条、同法施行規則244条の3）のうち、金商令29条の3第3項1号から4号のいずれかの取引（取引府令55条の8で定める基準に該当するものに限る）を行い又は行った法人」として記載された法人（取引府令55条の7第2項）

<2号> 上場投資法人等の親会社及び資産運用会社及びその特定関係法人の帳簿閲覧権を有する株主、出資者、社員<<注3>>

→ その権利の行使に関し知ったとき

<<注3>> これらの株主等が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む）であるときはその役員等を、法人以外の場合は代理人、使用人を含みます。

<2号の2> 上場投資法人等の投資主（投資信託・投資法人法2条16項）又は帳簿閲覧権を有する親法人の投資主（同法128条の3第2項、会社法433条3項）<<注4>>

→ その権利（投資信託・投資法人法128条の3第1項又は同条第2項、会社法433条3項の帳簿閲覧権）



の行使に関し知ったとき

《注4》 これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含みます。

<3号> 上場投資法人等に法令に基づく権限を有する者

→ その権限の行使に関し知ったとき

<4号> 上場投資法人等と契約を締結している者又は契約の締結の交渉をしている者

→ その契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき

<5号> 2号・2号の2・4号に掲げる者であって法人であるものの他の役員等（2号・2号の2・4号に掲げる者の役員等が、2号・2号の2・4号に定めるところにより知ったときに限る）

→ 他の役員等の職務に関し知ったとき

法166条1項後段で主体とされる「元会社関係者」、法166条3項で主体とされる「情報受領者」の意義は、本文28頁（b）（c）（d）（e）と同じです。

なお、「上場会社等」には投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券、外国投資証券（法2条1項11号）で上場されているもの、取扱有価証券に該当するものの発行者が含まれることになりました（法163条1項、金商令27条の2）。

（3）上場投資法人等の会社関係者等のインサイダー取引についての「重要事実」は、法166条2項9号から14号に掲げられたものです（同項1号カッコ書き）。9号から11号及び14号は「上場投資法人」の業務に関する重要事実、12号・13号は上場投資法人等の「資産運用会社」の業務に関する重要事実です。

9号、10号、12号、13号については、投資者の投資判断

に及ぼす影響が軽微であるとして取引府令 55 条の 2、3、5、6 で定める基準（軽微基準）に該当するものが除かれます（法 166 条 2 項柱書カッコ書き）。11 号については投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして取引府令 55 条の 4 に定める基準（重要基準）に該当するものに限られます。

末尾の「重要事実一覧（上場投資法人等）」に記載します。

- (4) 上場投資法人等についての「公表」は、次の法 166 条 4 項 2 号から 4 号の事項について、それぞれ各号に定める者により、(イ) 上場投資法人等又は資産運用会社が重要事実等を 2 つ以上の報道機関に公開し、12 時間を経過したこと（金商令 30 条 1 項 1 号・2 項）、(ロ) 上場投資法人又は資産運用会社が重要事実等を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に通知し、それが T D N E T に掲示されたとき（金商令 30 条 1 項 2 号、取引府令 56 条）、(ハ) 上場投資法人等で特定投資家向け有価証券の発行者又は資産運用会社が、重要事実等を金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に通知し、それが英語で T D N E T に掲示されたとき、(ニ) 重要事実等が記載された (i) 有価証券届出書、添付書類、これらの訂正届出書（法 5 条 1 項・10 項・4 項）、(ii) 発行登録書、添付書類（法 23 条の 3）、発行登録追補書類、添付書類（法 23 条の 8）、これらの訂正発行登録書、(iii) 有価証券報告書、添付書類（法 24 条）、これらの訂正報告書、(iv) 確認書（法 24 条の 4 の 2）、その訂正確認書、(v) 内部統制報告書（法 24 条の 4 の 4）、添付書類、その訂正報告書、(vi) 四半期報告書（法 24 条の 4 の 7）、半期報告書（法 24 条の 5 第 1 項）、これらの訂正報告書、並びにこれらの確認書（法 24 条の 4 の 8・24 条の 5 の 2・24 条の 4 の 2）、その訂正確認書、(vii) 臨時報告書（法 24 条の 5 第 5 項）、その訂正報告書、(viii) 親会社等状況報告書（法 24 条の 7）、その訂正報告書が、公衆縦覧に供されたときです。

< 2号 > 法166条2項9号・11号の重要事実、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益若しくは同項9号ニに規定する金銭の分配  
上場投資法人等

< 3号 > 法166条2項12号に規定する重要事実又は資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定  
上場投資法人等の資産運用会社

< 4号 > 法166条2項10号、13号又は14号の重要事実  
上場投資法人等又は資産運用会社

上場投資法人等の投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券、外国投資証券は法166条1項、3項の客体である「特定有価証券等」に含まれ、その行為である「売買等」の意義は本文31頁(k)に同じです。

(5) 適用除外については本文31頁(1)と同様ですが、上場投資法人等については、次の点が異なります。

法166条4項3号には、投資口の買取請求(投資信託・投資法人法141条1項、149条の3第1項、149条の8第1項、149条の13第1項)に基づく売買等が含まれます。4号の防戦買いは上場投資法人等では役員会の要請となります(金商令31条の2)。6号には投資法人債券が含まれます(金商令32条の2第1号の2から第4号)。

取引府令59条1項4号・5号(本文32頁④⑤)には、役員持投資口会・従業員持投資口会が含まれます。資産運用会社又は特定関係法人の役員持投資口会・従業員持投資口会も適用除外となります(取引府令59条1項8号の2)。同9号(本文32頁⑨)の累積投資契約は投資証券を対象とするものが含まれます。

(6) 上場投資法人等の投資証券・新投資口予約権証券・外国投資証券の買付け等又は売付け等についても、法167条の公開買付者

等関係者のインサイダー取引規制が及ぶことになりました（金商令 33 条 2 号から 5 号）。

「公開買付け等」である、①法 27 条の 2 第 1 項の上場等株券等の発行者以外の者による公開買付けは投資証券等及び新投資口予約権証券等を対象とするものが含まれます（金商令 6 条 1 項 3 号）。② 5 % 以上の買集めも投資証券等及び新投資口予約権証券等の買集めが含まれます（金商令 31 条）。また、客体である「株券等」である「特定株券等」には、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券が含まれます（金商令 33 条 2 号から 5 号）。

適用除外については、法 167 条 5 項 3 号に投資口の買取請求に基づく売付け等又は買付け等が含まれます（金商令 33 条の 4 の 2、投資信託・投資法人法 141 条 1 項、149 条の 3 第 1 項、149 条の 8 第 1 項、149 条の 13 第 1 項）。取引府令 63 条 1 項 4 号・5 号（本文 39 頁④⑤）には、役員持投資口会・従業員持投資口会が含まれます。資産運用会社又は特定関係法人の役員持投資口会・従業員持投資口会も適用除外となります（取引府令 63 条 1 項 8 号の 2）。同 9 号（本文 39 頁⑨）の累積投資契約は投資証券を対象とするものが含まれます。

## 重要事実一覧

(上場投資法人)

### 1. 決定事実 (法 166 II ⑨)

上場投資法人等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと、当該機関が公表された当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと（軽微基準に該当するものを除く）

	事項	軽微基準(取引府令)
(1)	資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約 (⑨イ)	ナシ
(2)	投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集 〔投資信託・投資法人法 82 I〕 (⑨ロ)	募集の払込金額の総額が 1 億円未満の見込み (55 の 2 ①)
(3)	自己投資口の取得〔投資信託・投資法人法 80 の 2 I、80 の 5 II〕 (⑨ハ)	ナシ
(4)	新投資口予約権無償割当て〔投資信託・投資法人法 88 の 1 3〕 (⑨ニ)	予約権行使の払込金額の合計額が 1 億円未満の見込み  かつ 1 口に対し新投資口予約権の目的である投資口が 0. 1 口未満 (55 の 2 ②)
(5)	投資口の分割 (⑨ホ)	1 口に対し 0. 1 口未満増加 (55 の 2 ③)
(6)	金銭の分配 (⑨ヘ)	額の変動率が 20% 未満 (55 の 2 ④)
(7)	合併 (⑨ト)	合併による資産の増加額が最近営業期間末の純資産の 30% 未満の見込み  かつ 合併予定日の営業期間及び翌営業期間における営業収益の各増加額が最近営業期間の営業収益の 10% 未満の見込み (55 の 2 ⑤)
(8)	解散 (⑨チ)	ナシ
(9)	最低純資産額の減少 〔投資信託・投資法人法 142 I、67 IV〕 (金商令 29 の 2 の 2 ①)	ナシ
(10)	金融商品取引所に対する投資証券の上場廃止に係る申請 (金商令 29 の 2 の 2 ②)	ナシ

(11)	認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請 (金商令29の2の2③)	ナシ
(12)	認可金融商品取引業協会に対する投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請 (金商令29の2の2④)	ナシ
(13)	破産又は再生手続開始の申立て (金商令29の2の2⑤)	ナシ
(14)	防戦買いの要請 (金商令29の2の2⑥)	ナシ

## 2. 発生事実 (法166Ⅱ⑩)

上場投資法人等に次に掲げる事実が発生したこと(軽微基準に該当するものを除く)

	事実	軽微基準(取引府令)
(1)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (⑩イ)	損害の額が最近営業期間末の純資産の3%未満の見込み (55の3Ⅰ①)
(2)	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実 (⑩ロ)	投資法人債券のみの廃止・取消原因となる事実 (55の3Ⅰ②)
(3)	イ. 財産権上の請求に係る訴えの提起 (金商令29の2の3①)	訴額が最近営業期間末の純資産の15%未満 かつ 直ちに全面敗訴した場合、提訴から3営業期間の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3Ⅰ③イ)
	ロ. 財産権上の請求に係る訴えについての判決等(訴訟の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令29の2の3①)	イの基準に該当する訴えに係る判決等又はイの基準に該当しない訴えに係る訴訟の一部の完結の場合で、判決等により投資法人の給付する財産の額が最近営業期間末の純資産の3%未満の見込み かつ 判決等から3営業期間の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3Ⅰ③ロ)

(4)	イ. 資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立て (金商令29の2の3②)	仮処分命令が直ちに発せられた場合、申立てから3営業期間の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3I④イ)
	ロ. イの申立てについての裁判等(申立てに係る手続の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令29の2の3②)	裁判等から3営業期間の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3I④ロ)
(5)	登録の取消し〔投資信託・投資法人法216I、187〕その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分 (金商令29の2の3③)	法令に基づく処分から3営業期間の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3I⑤)
(6)	債権者その他当該上場投資法人等以外の者による破産手続開始の申立て又は再生手続開始の申立て (金商令29の2の3④)	ナシ
(7)	不渡り等 (金商令29の2の3⑤)	ナシ
(8)	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、債務者に対する債権又は主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと (金商令29の2の3⑥)	債権又は求償権について債務不履行のおそれのある額が最近営業期間末の純資産の3%未満の見込み (55の3I⑥)
(9)	主要取引先(前営業期間における営業収益又は営業費用が営業収益の総額又は営業費用の総額の10%以上の取引先)との取引の停止 (金商令29の2の3⑦)	取引停止から3営業期間の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3I⑦)
(10)	債務の免除、第三者による債務の引受け若しくは弁済 (金商令29の2の3⑧)	免除・引受け・弁済の額が最近営業期間末の債務総額の10%未満 (55の3I⑧)
(11)	資源の発見 (金商令29の2の3⑨)	資源の採掘・採取の開始から3営業期間の営業収益の各増加額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の3I⑨)

(12)	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実 (金商令29の2の3⑩)	ナシ
------	-----------------------------------------------------------------	----

(注) 営業期間が6カ月の場合は、2営業期間を1営業期間として計算する(4、5も同じ)。

### 3. 決算情報(法166Ⅱ⑪)

上場投資法人等の次の事項について、公表された直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表された前営業期間の実績値)と、上場投資法人等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算との差異が生じたこと(重要基準に該当するものに限る)

	事項	重要基準(取引府令)
(1)	営業収益	10%以上の増減 (55の4①)
(2)	経常利益	30%以上の増減※ かつ 増減額が前営業期間末の純資産額の5%以上 (55の4②)
(3)	純利益	30%以上の増減※ かつ 増減額が前営業期間末の純資産額の2.5%以上 (55の4③)
(4)	金銭の分配	20%以上の増減 ※ (55の4④)

(注) 公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は、※に該当する。



#### 4. 資産運用会社の決定事実（法166Ⅱ⑫）

上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと、当該機関が公表された当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと（軽微基準に該当するものを除く）

	事項	軽微基準（取引府令）
(1)	上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、上場投資法人等による特定資産〔投資信託・投資法人法2Ⅰ〕の取得若しくは譲渡又は貸借が行われるもの（⑫イ）	
	i) 特定資産の取得が行われるもの	特定資産の取得価額が投資法人の最近営業期間末の固定資産の簿価の10%未満の見込み (55の5Ⅰ①イ)
	ii) 特定資産の譲渡が行われるもの	特定資産の譲渡価額が投資法人の最近営業期間末の固定資産の簿価の10%未満の見込み (55の5Ⅰ①ロ)
	iii) 特定資産の貸借が行われるもの	貸借から3営業期間の投資法人の営業収益の各増加額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の5Ⅰ①ハ)
(2)	上場投資法人等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約（⑫ロ）	ナシ
(3)	株式交換（⑫ハ）	資産運用会社が株式交換完全親会社となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと (55の5Ⅰ②)
(4)	株式移転（⑫ニ）	ナシ
(5)	合併（⑫ホ）	資産運用会社が吸収合併存続会社〔会社法749Ⅰ〕となる場合で、資産運用会社の主要株主の異動が見込まれる場合でないこと（55の5Ⅰ③）
(6)	解散（⑫ヘ）	ナシ
(7)	会社分割 (金商令29の2の4①)	
	i) 事業の全部又は一部を承継させる場合	投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと (55の5Ⅰ④イ)
	ii) 事業の全部又は一部を承継する場合	主要株主の異動が見込まれる場合でないこと (55の5Ⅰ④ロ)

(8)	事業譲渡 (金商令29の2の4②)	
	i) 事業の全部又は一部を譲渡する場合	投資法人から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の承継が行われると見込まれる場合でないこと (55の5I⑤イ)
	ii) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合	主要株主の異動が見込まれる場合でないこと (55の5I⑤ロ)
(9)	上場投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の休止又は廃止(金商令29の2の4③)	休止又は廃止から3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の5I⑥)
(10)	上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部又は一部が休止又は廃止されることとなるもの (金商令29の2の4④)	休止又は廃止から3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の5I⑦)
(11)	破産、再生又は更生手続開始の申立て(金商令29の2の4⑤)	ナシ
(12)	上場投資法人等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たに開始されることとなるもの (金商令29の2の4⑥)	資産運用の開始から3営業期間の投資法人の営業収益の各増加額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み かつ 資産運用のために投資法人が特別に支出する額が投資法人の最近営業期間末の固定資産の簿価の10%未満の見込み (55の5I⑧)

#### 5. 資産運用会社の発生事実(法166Ⅱ⑬)

上場投資法人等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したこと(軽微基準に該当するものを除く)

	事実	軽微基準(取引府令)
(1)	金融商品取引業者の登録の取消し(法52I、29)、業務停止、これらに準ずる行政庁の法令に基づく処分 (⑬イ)	法令に基づく処分から3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の6I①)
(2)	特定関係法人の異動 (⑬ロ)	ナシ
(3)	主要株主の異動 (⑬ハ)	ナシ

(4)	イ. 上場投資法人等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えの提起 (金商令29の2の5①)	直ちに全面敗訴した場合、提訴から3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の6I②イ)
	ロ. 上場投資法人等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えについての判決等(訴訟の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令29の2の5①)	判決等から3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の6I②ロ)
(5)	イ. 上場投資法人等から委託された資産の運用に係る事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立て (金商令29の2の5②)	仮処分命令が直ちに発せられた場合、申立てから3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の6I③イ)
	ロ. イの申立てについての裁判等(申立てに係る手続の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令29の2の5②)	裁判等から3営業期間の投資法人の営業収益の各減少額が最近営業期間の営業収益の10%未満の見込み (55の6I③ロ)
(6)	債権者その他の当該上場投資法人等の資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等 (金商令29の2の5③)	ナシ
(7)	不渡り等 (金商令29の2の5④)	ナシ
(8)	特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等 (金商令29の2の5⑤)	ナシ
(9)	特別支配株主が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は特別支配株主が公表された当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと (金商令29の2の5⑥)	ナシ

6. バスケット条項（法166Ⅱ⑭）

1 から 5 までに掲げる事実のほか、上場投資法人等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

以上

(別紙5)

Q 3 6 未公表の重要事実の伝達等の禁止とは何か

A

〔禁止行為〕

法167条の2第1項によれば、①会社関係者であって、重要事実を法166条1項各号に定めるところにより知ったものが、②他人に対し、③当該重要事実の公表前に、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、④当該重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めること、が禁止されます。

法167条の2第2項によれば、①公開買付者等関係者であって、公開買付け等事実を法167条1項各号に定めるところにより知ったものが、②他人に対し、③当該公開買付け等事実の公表前に、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあっては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさせ又は公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあっては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益を得させ又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、④当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは売付け等を勧めること、が禁止される。

〔趣旨〕

会社関係者（法166条1項）、公開買付者等関係者（法167条1項）が、他人に対して、重要事実・公開買付け等事実の公表前にその他人が売買等又は買付け等・売付け等を行うことにより利益を得又は損失を回避することができるように、重要事実・公開買付け等事実を伝達し又は売買等又は買付け等・売付け等を行うことを勧めることは、インサイダー情報を知りうる特別の立場にある者が他人の著しく有利な（一般投資家と比べて）取引を引き起こすもので、証券市場の公正性と健全性を損なわせ、証券市場に対する一般の信頼を失わせるもの

です。これらの行為を禁止することによりインサイダー取引やこれに類する行為を防止する趣旨です。

〔説明〕

〔禁止行為〕の①は主体で、その意義は法166条1項、167条1項と同じです。法166条3項、167条3項の情報受領者は主体とならず、伝達や勧める行為の禁止はありません。

相手方は「他人」で、法人を含みます。

〔禁止行為〕の③は目的です。上場会社では、M&Aの交渉やIR活動などで他人にインサイダー情報を伝達したり取引を推奨することがあることから、これらが禁止されると企業の通常の活動を阻害することになるため、それを防止するための要件です。

「伝達」の意義も法166条3項と同じです。「勧める」は売買等又は買付け等・売付け等を行うことをさそうとの意味です。例えば、重要事実を知る上場会社の社長が知人に重要事実を伝えず、同社の株価が上昇することのみを告げて、株式の購入を推奨した場合です。重要事実を伝達することなく、その存在をほのめかし、又は重要事実を知りうる立場にあることを示して取引を推奨する場合など、勧めるに該当します。

〔罰則〕

(i) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科（法197条の2第14号、第15号）

但し、伝達を受けた者又は勧められた者が重要事実・公開買付け等事実の公表前に特定有価証券等に係る売買等又は株券等に係る買付け等・売付け等を行った場合（法166条6項、167条5項の適用除外にあたる場合は不処罰）に処罰されます。

これは、企業の通常の活動を阻害するのを防止するためで、伝達又は勧める行為が他人の投資判断の一要素となった場合に処罰されます。

(ii) 法人処罰（法 207 条 1 項 2 号）

5 億円以下の罰金

(iii) 没収に関する法 198 条の 2 の適用はありません。

[資格制限]（会 331 条 1 項 3 号、335 条 1 項）

[課徴金]（法 175 条の 2）

(a) 課徴金の額は、次の同条 1 項・2 項の各 1 号から 3 号です。

〈1 号〉 仲介関連業務に関する違反行為の場合

違反行為の月の月額仲介関連業務報酬×3

〈2 号〉 募集等業務に関する違反行為の場合

イ+ロ

イ 違反行為の月の月額仲介関連業務報酬×3

ロ { (発行者から募集等業務及び募集等業務にあわせて行われる有価証券の引受け〔法 2 条 8 項 6 号〕業務の対価) - (他の者に支払う有価証券の引受け業務の対価) }  
× 1 / 2 (課徴金府令 1 条の 25・26 各第 2 項)

〈3 号〉 〈1 号〉 〈2 号〉 以外の場合

違反行為によって行われた売買等の利得相当額×1 / 2

(b) 「仲介関連業務」とは、法 2 条 8 項 2 号又は 3 号の行為、同項 4 号の行為（店頭デリバティブ取引を除く）、同項 10 号の行為（有価証券の売買を除く）及び法 35 条 1 項 8 号の有価証券の情報の提供又は助言の行為（課徴金府令 1 条の 24）に係る業務です。

「募集等業務」は法 2 条 8 項 9 号の有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る業務です（Q 11 参照）。

(c) 課徴金についても〔罰則〕(i) 同様に、伝達を受けた者又は勧められた者が重要事実・公開買付け等事実の公表前に、特定有価

証券等に係る売買等又は株券等に係る買付け等・売付け等を行った場合（法166条6項、167条5項の適用除外にあたる場合を除く）に納付が命じられます（法175条の2第1項、第2項）。



(別紙6)

〔Q37〕フェア・ディスクロージャー・ルールとは何か

A

〔趣旨〕

平成29年の法改正（平成29年法律第37号）により、金融商品取引法第27条の36以下に第二章の六「重要情報の公表」、いわゆる「フェア・ディスクロージャー・ルール」の制度が新設され、平成30年4月1日から施行されました。

金融庁総務企画局の「金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）（問1）は、フェア・ディスクロージャー・ルールの趣旨・意義につき「法第27条の36の規定（いわゆるフェア・ディスクロージャー・ルール。以下「本ルール」といいます。）は、投資者に対する公平な情報開示を確保するために導入されたものです。また、本ルールの導入により、発行者側の情報開示ルールが整備・明確化されることで、発行者による早期の情報開示、ひいては投資家との対話が促進されるといった積極的意義があるとされています。」としています。

〔要件・効果〕法27条の36第1項本文

- (a) 法27条の36第1項本文は、①上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、②その業務に関して、③取引関係者に、④重要情報の伝達を行う場合には、⑤その上場会社等は、⑥その伝達と同時に、⑦その重要情報を公表しなければならない。旨を規定しています。
- (b) ⑤⑥⑦が、法27条の36第1項本文の法律効果としての上場会社等の同時公表の義務、①②③④がその義務の発生要件（同項本文の法律要件）です。

法律要件の要素として①が主体、③が相手方、④が客体と行為、②が④と業務と伝達行為の関連性、です。法律効果として⑤が義務主体、⑦が義務内容、⑥が義務の履行時期です。同時公表の義務があるのは、⑤の上場会社等であり、法律要件①の伝達の「主体」と異なります。

[上場会社等] [上場投資法人等の資産運用会社] [役員等]

①の「上場会社等」とは、金商令14条の16<1号>から<5号>に掲げる有価証券の発行者です。従って、J-REITの発行者である上場投資法人は上場会社等に含まれます。

①の「上場投資法人等の資産運用会社」とは、投資法人（投資信託・投資法人法2条12項）である上場会社等の資産運用会社（同条21項）です。投資法人は資産運用以外の行為を営業としてすることができず（投資信託・投資法人法63条1項）、使用人を雇用することができず（同条2項）、登録投資法人（同法2条13項）は、資産運用会社にその資産運用に係る業務を委託しなければなりません（同法198条1項、187条、193条1項）。従って、投資法人の唯一の営業である資産運用に関連する事実に関しての情報は、資産運用会社を中心に取得・保有・管理されていることから、「上場投資法人等の資産運用会社」も①の主体に加えられています。

①の「役員等」とは、役員（法21条1項1号）（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人若しくは使用人その他の従業者です。

[取引関係者]

(a) ③の「取引関係者」とは、次の法27条の36第1項<1号><2号>に掲げる者です。

<1号> 『金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する府令』（以下、「重要情報公表府令」という。）4条に定める次の〔1号〕から〔7号〕に掲げる者又は

これらの役員等《注1》

[1号] 金融商品取引業者《注2》

[2号] 登録金融機関

[3号] 信用格付業者その他の信用格付業を行う者

[4号] 投資法人《注3》

[5号] 専門的知識及び技能を用いて有価証券の価値等

[法2条8項11号イ]又は金融商品の価値等[同  
号ロ]の分析及びこれに基づく評価を行い、特定  
の投資家にその分析又はその評価の内容の提供を  
行う業務により継続的な報酬を受けている者

[6号] 高速取引者

[7号] 外国法人で外国において金融商品取引業、登録  
金融機関業務、信用格付業、[5号]の業務若しく  
は高速取引行為と同種類の業務を行う者又は外国  
投資法人（投資信託・投資法人法2条25項）。

<2号> 上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して  
重要情報の伝達を受ける次の重要情報府令7条[1号]  
から[4号]に掲げる者《注4》（重要情報公表府令7  
条）

[1号] その上場会社等に係る上場有価証券等《注5》  
《注6》の保有者《注7》

[2号] 適格機関投資家（法2条3項1号）

[3号] 有価証券に対する投資を行うことを主たる目的  
とする法人その他の団体（外国の法令に準拠して  
設立されたものを含む。）

[4号] 上場会社等の運営、業務又は財産に関する情報  
を特定の投資家等に提供することを目的とした会  
合の出席者（その会合に出席している間に限る）

(b) 法27条の36第1項2号の「取引関係者」は、重要情報公表  
府令7条柱書のとおり、「上場会社等の投資者に対する広報に係る

業務に関して重要情報の伝達を受ける」同条1号から4号に掲げる者に限定されます。

(c) 取引関係者に、報道機関は含まれません。上場会社がフェア・ディスクロージャー・ルールを理由に記者の取材に応じないことを防止して憲法21条に基づき認められる取材の自由、報道の自由を確保するためです。

(d) 定時株主総会は、重要情報公表府令7条4号の会合にあたりません。

《注1》 重要情報公表府令4条〔1号〕から〔3号〕及び〔5号〕から〔7号〕に掲げる者において、『金融商品取引業等』以外の業務を遂行する過程において、上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等から伝達を受けた重要情報を、その重要情報が公表される前に金融商品取引業等において利用しないための的確な措置（重要情報公表府令5条）を講じている者において、金融商品取引業以外の業務に従事する者が金融商品取引業等以外の業務を遂行する過程において重要情報の伝達を受けた場合におけるその伝達を受けた者（同府令6条）を除きます。ここで『金融商品取引業等』とは、金融商品取引業、有価証券に関連する情報の提供若しくは助言を行う業務、登録金融機関業務、信用格付業、重要情報公表府令4条〔5号〕に規定する業務、高速取引行為又は外国の法令に準拠して設立された法人が外国において行うこれらの業務と同種類の業務をいいます。

これは、法27条の36第1項<1号>に該当する者の中には、金融商品取引業者や登録金融機関としての登録を受けながら金融商品取引業等以外の業務を行っている法人もいるところ、当該法人において、「重要情報の適切な管理のために必要な措置」が講じられていれば、当該法人の役員等であって「金融商品取引業に係る業務に従事していない者」が重要情

報の提供を受けたとしても、市場の信頼が害されるおそれは少ないと考えられることから、このような役員等は取引関係者から除かれているものです。

《注 2》 投資法人である上場会社等又はその役員等が、その業務に関して、その上場会社等の資産の運用に係る業務の委託先である上場投資法人等の資産運用会社に重要情報を伝達する場合における、その上場投資法人等の資産運用会社を除きます。

《注 3》 上場投資法人等の資産運用会社又はその役員等が、その業務に関して、その上場投資法人等の資産運用会社に資産の運用に係る業務を委託している投資法人である上場会社等に重要情報を伝達する場合における、その投資法人を除きます。

《注 4》 重要情報公表府令 7 条〔1 号〕から〔3 号〕が法人その他の団体である場合は、その役員等（上場有価証券等に投資をするのに必要な権限を有する者及びその者に有価証券に関連する情報の提供又は助言を行う者に限る）を含みます。

《注 5》 「上場有価証券等」とは、法 36 条 1 項但書に規定され、金商令 14 条の 17<1 号>から<11 号>に掲げるものです。

《注 6》 その上場会社等が発行するものに限られます。

《注 7》 その者が重要情報公表府令 4 条〔1 号〕から〔7 号〕に掲げる者である場合にあっては、金融商品取引業等以外の業務に従事する者が金融商品取引業以外の業務を遂行する過程において重要情報の伝達を受けた場合のその伝達を受けた者に限られます。

#### 〔重要情報〕

④の「重要情報」とは、その上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものです。

ガイドライン（問 2）は、「本ルールは、未公表の確定的な情報

であって、公表されれば有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性のある情報を対象とするものです。本ルールを踏まえた情報管理については、例えば、上場会社等は、それぞれの事業規模や情報管理の状況に応じ、次のいずれかの方法により重要情報を管理することが考えられます。

①諸外国のルールも念頭に、何が有価証券の価額に重要な影響を及ぼし得る情報か独自の基準を設けてIR実務を行っているグローバル企業は、その基準を用いて管理する。

②現在のインサイダー取引規制等に沿ってIR実務を行っている企業については、当面、

- ・インサイダー取引規制の対象となる情報、及び
- ・決算情報（年度又は四半期の決算に係る確定的な財務情報をいいます。③において同じ。）であって、有価証券の価額に重要な影響を与える情報を管理する。

③仮に決算情報のうち何が有価証券の価額に重要な影響を与えるのか判断が難しい企業については、インサイダー取引規制の対象となる情報と、公表前の確定的な決算情報を全て本ルールの対象として管理する。

この3つの方法のうち、最低限の情報管理の範囲は②となります。」とします。

#### [伝達]

(a) ④の「伝達」とは、法166条3項、167条3項、167条の2第1項、第2項の「伝達」と同義で、重要情報を「伝達する意思で伝達行為を行うこと」です。

従って、会話している者同士が気がつかないうちに盗み聞きした場合やたまたま立ち話を聞いた場合、置き忘れられた鞆の中の会社の書類をたまたま見てしまったときなどは、伝達に当たりません。上場会社等のコンピューターに不正アクセスしてデータを入手した場合も伝達には当たりません。

「伝達」は、重要情報の伝達を行う者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあっては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の運用会社において取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされる者が行う伝達に限定されます（法27条の36第1項括弧書き）。重要情報の伝達を行う者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の「役員」である場合については、このような限定はありません。

[その業務に関して、]

②の「その業務に関して、」について、「その」業務とは、「上場会社若しくは上場投資法人等の資産運用会社」の業務と解されます。「役員等」の業務ではありません。

[例外] 法27条の36第1項但書、第3項本文

取引関係者が、法令又は契約により、その重要情報が公表される前に、その重要情報に関する秘密を漏らし且つその上場会社等の上場有価証券等《注5》に係る売買等《注8》をしてはならない義務を負うときは、法27条の36第1項本文の同時公表の義務はありません（同項但書）。上場会社等が取引関係者に重要情報を伝達すること（例えば、証券会社に資金調達の相談をする場合）は正当な事業活動として存在するものであり、この場合に取り関関係者が重要情報を秘密として漏らすことなく且つ重要情報を知って売買等しない場合であれば、市場の公正性を害することは少ないからです。守秘義務と売買をしてはならない義務のいずれもが、法令又は契約（黙示の合意・商慣習を含む。）による義務である必要があります。

この場合において、その重要情報の伝達を受けた取引関係者が、法令又は契約に違反して、その重要情報が公表される前に、(a)その重要情報に関する秘密を他の取引関係者に漏らし、又はその(b)上場会社等の上場有価証券等に係る売買等を行ったことを知ったときは、

⑤その上場会社等は、⑥'速やかに、⑦その重要情報を公表しなければなりません（法27条の36第3項本文）。法27条の36第1項但書による伝達の場合に、伝達を受けた取引関係者が守秘義務に違反して他の取引関係者に重要情報を伝達したり、自ら売買等を行った場合は、同項但書の市場の公正性は害されていないという状況は確保されていないことになるからです。

但し、次の重要情報公表府令9条<1号><2号>で定める理由により公表できないときは、公表しないことにつき上場会社等に正当な利益があることから、速やかなる公表は義務付けられません。

<1号> 取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社（財務諸表規則8条3項）若しくは子会社（同3項）《注9》又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次のイからリに掲げる行為に係るものであって、その重要情報を公表することにより、その行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがある場合

イ 合併

ロ 会社の分割

ハ 株式交換

ニ 株式移転

ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

へ 公開買付け（法27条の2第1項、27条の22の2第1項）

ト 子会社《注10》の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得

チ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

リ 資本若しくは業務上の提携又は資本若しくは業務上の提携の解消

<2号> 取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等が発行



する優先出資証券、株券又は新株予約権証券若しくは投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券の募集若しくは売出し又はこれに類する行為に係るものであって、その重要情報を公表することにより、その行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき

《注8》 「売買等」とは売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継すること）又はデリバティブ取引です（法27条の36第1項但書）。法166条1項（法167条の2第1項、175条の2第1項、197条の2第14号も同じ）の規定の文言と同一であり、法27条の36第1項での定義・解釈もこれらと同一と解されます。

取引関係者（上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報を伝達した場合における、その取引関係者に限る）が、その重要情報が公表される前に行う行為のうち、次の〔1号〕から〔4号〕のいずれかの行為であって、その取引関係者がその行為を行ったとしても上場会社等に関する情報の開示に関する投資者の信頼を損なうおそれが少ないものは、売買等から除かれます（重要情報公表府令3条）。

〔1号〕 上場有価証券等に係るオプションを取得している者がそのオプションを行使することにより上場有価証券等を取得することその他その重要情報の伝達を受けたことと無関係に行うことが明らかな売買、権利の行為その他これに類する行為

〔2号〕 会社法116条1項の規定による株式の買取りの請求若しくはこれに類する行為又は法令上の義務に基づく行為

[3号] 投資者を保護するための法令上の手続に従い行う行為であって、上場会社等において、その行為以前に、その取引関係者に対して重要情報を伝達する合理的な理由があり、かつ、その重要情報を公表することができない事情があるもの

[4号] 合併、分割又は事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受けにより上場有価証券等を承継させ、又は承継する行為

《注9》 財務諸表規則2条7項により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除きます。

《注10》 上場会社等の子会社が当該行為を行い、又は行おうとしている場合にあつては、孫会社（財務諸表規則8条3項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条4項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社）。

[同時公表義務の適用除外] 法27条の36第2項

①上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、②その業務に関して、③取引関係者に、④”重要情報の伝達を行った時において、(α)伝達した情報が重要情報に該当することを知らなかった場合又は(β)重要情報の伝達と同時にこれを公表することが困難な場合として次の重要情報公表府令8条<1号><2号>で定める場合には、法27条の36第1項本文の同時公表義務の適用は除外されますが、この場合には、⑤その上場会社等は、⑥”取引関係者にその伝達が行われたことを知った後速やかに、⑦その重要情報を公表しなければならない、こととなります(法27条の36第2項)。

<1号> 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の役員等が、その業務に関して、取引関係者に意図せず重要情報を伝達した場合

＜ 2 号＞ 上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行った時において、その伝達の相手方が取引関係者であることを知らなかった場合

ガイドライン（問 8）は、重要情報公表府令 8 条 1 号の、役員等が取引関係者に「『意図せず重要情報を伝達した場合』に該当する場合としては、例えば、上場会社等としては伝達する予定のなかった重要情報を、その役員等がたまたま話の流れで伝達してしまったような場合が考えられます。」とします。

〔公表〕 法 27 条の 36 第 4 項

法 27 条の 36 第 1 項本文、2 項後段、3 項本文の「公表」は、次の重要情報公表府令 10 条＜ 1 号＞から＜ 5 号＞に掲げるいずれかの方法により行わなければなりません（同条 4 項）。

＜ 1 号＞ 上場会社等、その子会社又は上場投資法人等の資産運用会社が、重要情報が記載された法 25 条 1 項に規定する書類《注 1 1》を提出する方法《注 1 2》

＜ 2 号＞ 上場会社等、その子会社若しくは上場投資法人等の資産運用会社を代表すべき取締役、執行役若しくは執行役員又はその取締役、執行役若しくは執行役員から重要情報を公開することを委任された者が、その重要情報を次のイからハに掲げる報道機関の 2 以上を含む報道機関に対して公開する方法《注 1 3》

イ 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

ロ 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

ハ 日本放送協会及び基幹放送事業者〔金商令 9 条の 4 第

3号]

< 3号 > 上場会社等の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所<注14>の規則で定めるところにより、その上場会社等又は上場投資法人等の運用会社が、重要情報を金融商品取引所<注14>に通知する（日本語で公衆の縦覧に供する）方法

< 4号 > 上場会社等であってその発行する金商令14条の16の有価証券がすべて特定投資家向け有価証券（法4条3項）である者の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、その上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社が、重要情報を金融商品取引所に通知する（英語で公衆の縦覧に供する）方法

< 5号 > 上場会社等が自社のウェブサイト上に重要情報を掲載する方法<注15>

<<注11>> 自己株券買付状況報告書（法25条1項11号）を除きます。

<<注12>> 当該書類が法25条1項の規定により公衆縦覧に供された場合に限られます。

<<注13>> 重要情報公表府令10条2号イ、ロ、ハに掲げる報道機関のうち少なくとも2つの報道機関に対して公開した時から12時間が経過した場合に限られます。

<<注14>> 取扱有価証券では各認可金融商品取引所。

<<注15>> そのウェブサイト上に掲載された重要情報が集約されている場合であって、掲載した時から少なくとも1年以上投資者が無償でかつ容易に重要情報を閲覧することができるようにされているときに限られます。

[報告の徴取及び検査] 法27条の37

内閣総理大臣<注17>は、公益又は投資家保護のため必要かつ

適当であると認めるときは、重要情報を公表した者若しくは公表すべきであると認められる者若しくは参考人に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができます（法 27 条の 37 第 1 項）。この報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者及び検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はそれらの併科の罰則があります（法 205 条 5 号、6 号）。

内閣総理大臣《注 16》は、法 27 条の 37 第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができます（法 27 条の 37 第 2 項）。

《注 17》 財務（支）局長の権限（金商令 41 条の 3 第 1 項 1 号）。

[公表の指示等] 法 27 条の 38

内閣総理大臣《注 18》は、法 27 条の 36 第 1 項から第 3 項までの規定により公表されるべき重要情報が公表されていないと認めるときは、その重要情報を公表すべきであると認められる者に対し、重要情報の公表その他適切な措置をとるべき旨の指示をすることができます（法 27 条の 38 第 1 項）。

内閣総理大臣は、法 27 条の 38 第 1 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がないのにその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができます（同条 2 項）。この命令に違反した者には、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又はこれらの併科の罰則があります（法 205 条 6 号の 5）。

法は、法 27 条の 36 第 1 項本文、第 2 項後段、第 3 項本文の公表義務の違反に罰則を設けるのではなく、法 27 条の 36 第 1 項による指示に基づく、同条第 2 項によるその指示に係る措置の命令に

違反した場合に罰則を設けています。上場会社等が罰則を恐れて情報を開示しなくなることを防止する意図です。

《注18》 財務(支)局長の権限(金商令41条の3第1項第2号)。

## 重要事実一覧

(協同組織金融機関、外国法人、投資法人を除く。トラッキングストックを除く)  
 ※は、特定上場会社等(取引府令49条2項)では、企業集団(連結ベース)の数値とする。

### 1. 決定事実(法166Ⅱ①)

上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと、当該機関が公表された当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと(軽微基準に該当するものを除く)

	事項	軽微基準(取引府令)
(1)	新株・自己株式処分の引受者の募集又は新株予約権の引受者の募集 〔会社法199Ⅰ、238Ⅰ〕 (①イ)	払込価額の総額が1億円未満の見込み (49Ⅰ①イ)
(2)	資本金の額の減少 (①ロ)	ナシ
(3)	資本準備金又は利益準備金の額の減少 (①ハ)	ナシ
(4)	自己株式の取得 〔会社法156Ⅰ、163、165Ⅲ〕 (①ニ)	ナシ
(5)	株式無償割当て又は新株予約権の無償割当て (①ホ)	
	i) 株式の無償割当て	1株に対し0.1株未満 (49Ⅰ②イ)
	ii) 新株予約権の無償割当て	払い込むべき金額の合計額が1億円未満の見込み かつ、 1株に対し0.1株未満 (49Ⅰ②ロ)
(6)	株式の分割 (①ヘ)	1株に対し0.1株未満増加 (49Ⅰ③)
(7)	剰余金の配当 (①ト)	前事業年度の配当額からの変動率が20%未満 (49Ⅰ④)
(8)	株式交換 (①チ)	
	i) 完全子会社となる場合	ナシ

	ii) 完全親会社となる場合	完全子会社の最近事業年度末の総資産の簿価が完全親会社※の最近事業年度末における純資産の30%未満、かつ、完全子会社の最近事業年度の売上高が完全親会社の最近事業年度の売上高※の10%未満 又は 子会社が完全子会社となる場合 (49I⑤)
(9)	株式移転 (①リ)	ナシ
(10)	合併 (①ヌ)	ナシ
	i) 新設合併	ナシ
	ii) 吸収合併(消滅会社となる場合)	ナシ
	iii) 吸収合併(存続会社となる場合)	合併による資産の増加額※が最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み、かつ、合併予定日の事業年度及び翌事業年度における売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み 又は、 100%子会社との合併の場合 (49I⑥)
(11)	会社の分割 (①ル)	
	i) 事業の全部又は一部を承継させる場合	最近事業年度末の分割資産の簿価が純資産※の30%未満 かつ 分割予定日の事業年度及び翌事業年度の分割による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (49I⑦イ)
	ii) 事業の全部又は一部を承継する場合	資産増加額※が最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み かつ 分割予定日の事業年度及び翌事業年度の分割による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (49I⑦ロ)
(12)	事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け (①ヲ)	
	i) 譲渡	最近事業年度末の譲渡資産の簿価が純資産※の30%未満の見込み、かつ、譲渡予定日の事業年度及び翌事業年度における譲渡による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (49I⑧イ)



	ii) 譲受け	<p>資産増加額※が最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み、かつ、譲受け予定日の事業年度及び翌事業年度における譲渡による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み</p> <p>又は、</p> <p>100%子会社からの事業譲受け</p> <p>(49I⑧ロハ)</p>
(13)	解散 (①ワ)	ナシ
(14)	新製品又は新技術の企業化 (①カ)	<p>事業の開始予定日から3年以内に開始する各事業年度の売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>事業開始のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価※の10%未満の見込み</p> <p>(49I⑨)</p>
(15)	イ. 業務上の提携 (金商令28①)	
	<p>i) 資本提携を伴う場合</p> <p>ii) 新会社設立の場合</p>	<p>業務提携の予定日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>相手方会社の株式・持分を新たに取得する場合は、取得価額が最近事業年度末の純資産※と資本金※のいずれか少くない額の10%未満の見込み、</p> <p>相手方に株式を新たに取得される場合は、取得される株式数が最近事業年度末の発行済株式総数の5%以下の見込み (49I⑩イ)</p> <p>業務提携の予定日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>新会社の設立の予定日から3年以内に開始する各事業年度末の新会社の総資産の各簿価に出資比率を掛けたものが最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み、かつ、その3事業年度の各売上高に出資比率を掛けたものがいずれも最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み</p> <p>(49I⑩イ)</p>

iii) i) ii) 以外の場合	業務提携の予定日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  (49I⑩イ)
ロ. 業務上の提携の解消 (金商令28①)	
i) 資本提携の解消を伴う場合	業務提携の解消の予定日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携の解消による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  かつ 相手方会社の株式・持分を取得している場合は、その簿価が最近事業年度末の純資産※と資本金※のいずれか少なくない額の10%未満、相手方に株式を取得されている場合は、取得されている株式数が最近事業年度末の発行済株式総数の5%以下  (49I⑩ロ)
ii) 新会社設立を伴う業務上の提携を解消する場合	業務提携の解消の予定日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携の解消による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  かつ 新会社の最近事業年度末の総資産の簿価に出資比率を掛けたものが最近事業年度末の純資産※の30%未満、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を掛けたものが最近事業年度の売上高※の10%未満  (49I⑩ロ)
iii) i) ii) 以外の場合	業務提携の解消の予定日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携の解消による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  (49I⑩ロ)
(16)	子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 (金商令28②)
i) 連動子会社の場合	ナシ

	ii) 子会社を設立する場合	子会社設立の予定日から3年以内に開始する子会社の各事業年度末の子会社総資産の各簿価が親会社の最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み かつ その3事業年度の各売上高が親会社の最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (49I⑪ロ)
	iii) i) ii) 以外の場合	子会社の最近事業年度末の総資産の簿価が親会社の最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み かつ 子会社の最近事業年度の売上高が親会社の最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (49I⑪イ)
(17)	固定資産の譲渡又は取得 (金商令28③)	
	i) 譲渡	最近事業年度末の譲渡固定資産の簿価が純資産※の30%未満 (49I⑫イ)
	ii) 取得	固定資産の取得価額が会社の最近事業年度末の純資産※の30%未満の見込み (49I⑫ロ)
(18)	事業の全部又は一部の休止又は廃止 (金商令28④)	休止又は廃止の予定日から3年以内に開始する各事業年度の休止又は廃止による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (49I⑬)
(19)	金融商品取引所に対する株券の上場廃止に係る申請 (金商令28⑤)	ナシ
(20)	認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請 (金商令28⑥)	ナシ
(21)	認可金融商品取引業協会に対する株券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請 (金商令28⑦)	ナシ
(22)	破産、再生又は更生手続開始の申立て (金商令28⑧)	ナシ

(23)	新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。） (金商令 28⑨)	新事業の開始予定日から3年以内に開始する各事業年度の新たな事業の開始による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  かつ 新事業のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価※の10%未満の見込み (49I⑭)
(24)	防戦買いの要請 (金商令 28⑩)	ナシ
(25)	預金保険法74条5項の申出 (金商令 28⑪)	ナシ

## 2. 発生事実（法166Ⅱ②）

上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと（軽微基準に該当するものを除く）

	事実	軽微基準（取引府令）
(1)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害（②イ）	損害の額が最近事業年度末の純資産※の3%未満の見込み (50I①)
(2)	主要株主の異動（②ロ）	ナシ
(3)	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（②ハ）	社債券、優先株のみの廃止・取消原因となる事実 (50I②)
(4)	イ．財産権上の請求に係る訴えの提起 (金商令28の2①)	訴額が最近事業年度末の純資産※の15%未満 かつ 直ちに全面敗訴した場合、提訴から3年以内に開始する各事業年度の敗訴による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (50I③イ)

	<p>ロ. 財産権上の請求に係る訴えについての判決等(訴訟の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令28の2①)</p>	<p>イの基準に該当する訴えに係る判決等又はイの基準に該当しない訴えに係る訴訟の一部の完結の場合で、判決等により会社の給付する財産の額が最近事業年度末の純資産※の3%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>判決等から3年以内に開始する各事業年度の判決等による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (50I③ロ)</p>
(5)	<p>イ. 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立て (金商令28の2②)</p>	<p>仮処分命令が直ちに申立てのとおりが発せられた場合、申立てから3年以内に開始する各事業年度の仮処分命令による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (50I④イ)</p>
	<p>ロ. イの申立てについての裁判等(申立てに係る手続の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令28の2②)</p>	<p>裁判等から3年以内に開始する各事業年度の裁判等による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (50I④ロ)</p>
(6)	<p>免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分 (金商令28の2③)</p>	<p>処分から3年以内に開始する各事業年度の処分による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み (50I⑤)</p>
(7)	<p>親会社の異動 (金商令28の2④)</p>	ナシ
(8)	<p>債権者その他当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等(再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権実行の申立て又は通告を含む) (金商令28の2⑤)</p>	ナシ
(9)	<p>不渡り等(手形・小切手の不渡り〔支払資金の不足によるものに限る〕又は取引停止処分) (金商令28の2⑥)</p>	ナシ
(10)	<p>親会社に係る破産手続開始の申立て等 (金商令28の2⑦)</p>	ナシ

(11)	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、債務者に対する債権又は主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと (金商令28の2⑧)	債権又は求償権について債務不履行のおそれのある額が最近事業年度末の純資産※の3%未満の見込み  (50I⑥)
(12)	主要取引先との取引の停止 (金商令28の2⑨)	取引停止から3年以内に開始する各事業年度の取引の停止による売上高の各減少額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  (50I⑦)
(13)	債務の免除、第三者による債務の引受け若しくは弁済 (金商令28の2⑩)	免除・引受け・弁済の額が最近事業年度末の債務総額※の10%未満  (50I⑧)
(14)	資源の発見 (金商令28の2⑪)	資源の採掘・採取の開始から3年以内に開始する各事業年度の資源を利用する事業による売上高の各増加額※が最近事業年度の売上高※の10%未満の見込み  (50I⑨)
(15)	特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実 (金商令28の2⑫)	優先株のみの取消原因となるもの  (50I⑩)
(16)	特別支配株主〔会社法179I〕が株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと、公表された当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと (金商令28の2⑬)	ナシ

### 3. 決算情報 (法166II③)

上場会社等の次の事項について、公表された直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）と、上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算との差異が生じたこと（重要基準に該当するものに限る）

	事項	重要基準(取引府令)
(1)	売上高	10%以上の増減 (51①)
(2)	経常利益	30%以上の増減◎ かつ 増減額が前事業年度末の純資産と資本金の額の 少くない額の金額の5%以上 (51②)
(3)	純利益	30%以上の増減◎ かつ 増減額が前事業年度末の純資産と資本金の額の 少くない額の金額の2.5%以上 (51③)
(4)	剰余金配当	20%以上の増減 ◎ (51④)
(5)	上場会社等の属する企業集団の 売上高	10%以上の増減 (51①)
(6)	上場会社等の属する企業集団の 経常利益	30%以上の増減◎ かつ 増減額が前事業年度末の純資産と資本金の額の 少くない額の金額の5%以上 (51②)
(7)	上場会社等の属する企業集団の 純利益	30%以上の増減◎ かつ 増減額が前事業年度末の純資産と資本金の額の 少くない額の金額の2.5%以上 (51③)

(注) 公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が0の場合は、◎に該当する。

#### 4. バスケット条項 (法166Ⅱ④)

1 から 3 までに掲げる事実のほか、上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

#### 5. 子会社の決定事実 (法166Ⅱ⑤)

上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと、当該機関が公表された当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと (軽微基準に該当するものを除く)

	事項	軽微基準（取引府令）
(1)	株式交換 (⑤イ)	<p>企業集団の資産の増加額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み かつ 企業集団の売上高の増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み 又は 企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み かつ 企業集団の売上高の減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I①)</p>
(2)	株式移転 (⑤ロ)	<p>同上 (52I②)</p>
(3)	合併 (⑤ハ)	<p>企業集団の資産増加額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み かつ 合併予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の合併による売上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I③イ)</p>
		<p>企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み かつ 合併予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の合併による売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I③ロ)</p>
(4)	<p>会社の分割 (⑤ニ)</p> <p>イ. 営業の全部又は一部を承継する場合</p>	<p>企業集団の資産増加額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み かつ 分割予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の分割による売上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I④イ)</p>



	ロ. 営業の全部又は一部を承継させる場合	<p>企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>分割予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の分割による売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I④ロ)</p>
(5)	<p>事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け (⑤ホ)</p> <hr/> <p>i) 譲渡</p> <hr/> <p>ii) 譲受け</p>	<p>企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>譲渡予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の譲渡による売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑤ロ)</p> <hr/> <p>企業集団の資産増加額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>譲受け予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の譲受けによる売上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑤イ)</p>
(6)	解散 (⑤へ)	<p>企業集団の資産の減少額が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>解散予定日の企業集団の事業年度及び翌事業年度の解散による売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑤の2)</p>
(7)	新製品又は新技術の企業化 (⑤ト)	<p>事業の開始予定日から3年以内に開始する各事業年度の売上高の各増加額が企業集団の最近の事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>新事業のために特別に支出する額が企業集団の最近事業年度末の固定資産の簿価の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑥)</p>
(8)	イ. 業務上の提携 (金商令29①)	

<p>i) 資本提携を伴う場合</p>	<p>業務提携の予定日の企業集団の事業年度開始日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携による企業集団の売上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>相手方会社の株式・持分を新たに取得する場合は、取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産と資本金のいずれか少なくない額の10%未満の見込み、</p> <p>相手方に株式を新たに取得される場合は、株式の取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産と資本金のいずれか少なくない額の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑦イ)</p>
<p>ii) 新会社設立の場合</p>	<p>業務提携の予定日の企業集団の事業年度開始日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携による企業集団の売上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>新会社の設立の予定日から3年以内に開始する各事業年度末の新会社の総資産の各簿価に出資比率を掛けたものがいずれも企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み、かつ、その3年以内に開始する各事業年度の新会社の各売上高に出資比率を掛けたものがいずれも最近事業年度の企業集団の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑦イ)</p>
<p>iii) i) ii) 以外の場合</p>	<p>業務提携の予定日の企業集団の事業年度開始日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携による企業集団の売上高の各増加額が最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑦イ)</p>
<p>ロ. 業務上の提携の解消 (金商令29①)</p>	

<p>i) 資本提携の解消を伴う場合</p>	<p>業務提携の解消の予定日の企業集団の事業年度開始日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携の解消による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>相手方会社の株式・持分を取得している場合は、その簿価が企業集団の最近事業年度末の純資産と資本金のいずれか少なくない額の10%未満、相手方に株式を取得されている場合は、株式の取得価額が企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少なくない額の10%未満</p> <p>(52I⑦ロ)</p>
<p>ii) 新会社設立を伴う業務上の提携を解消する場合</p>	<p>業務提携の解消の予定日の企業集団の事業年度開始日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携の解消による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>新会社の最近事業年度末の総資産の簿価に出資比率を掛けたものが企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満、かつ、新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を掛けたものが企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満</p> <p>(52I⑦ロ)</p>
<p>iii) i) ii) 以外の場合</p>	<p>業務提携の解消の予定日の企業集団の事業年度開始日から3年以内に開始する各事業年度の業務上の提携の解消による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑦ロ)</p>
<p>(9) 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得 (金商令29②)</p>	<p>i) 孫会社を設立する場合</p> <p>孫会社設立の予定日から3年以内に開始する各事業年度末の孫会社総資産の各簿価が企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未満の見込み</p> <p>かつ</p> <p>その3年以内に開始する各事業年度の各売上高が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み</p> <p>(52I⑧ロ)</p>

	ii) i) 以外の場合	孫会社の最近事業年度末の総資産の簿価が企業 集団の最近事業年度末の純資産の30%未満 かつ 孫会社の最近事業年度の売上高が企業集団の最 近事業年度の売上高の10%未満の見込み (52I⑧イ)
(10)	固定資産の譲渡又は取得 (金商令29③)	譲渡又は取得による企業集団の資産の増減額が 企業集団の最近事業年度末の純資産の30%未 満の見込み (52I⑨)
(11)	事業の全部又は一部の休止又は 廃止 (金商令29④)	休止又は廃止の予定日から3年以内に開始する 各事業年度の休止又は廃止による企業集団の売 上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売 上高の10%未満の見込み (52I⑩)
(12)	破産、再生又は更生手続開始の 申立て (金商令29⑤)	ナシ
(13)	新たな事業の開始 (金商令29⑥)	事業の開始予定日から3年以内に開始する各事 業年度の新たな事業の開始による企業集団の売 上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売 上高の10%未満の見込み かつ 新事業のために特別に支出する額が企業集団の 最近事業年度末の固定資産の簿価の10%未満 の見込み (52I⑪)
(14)	預金保険法74条5項の申出 (金商令29⑦)	ナシ
(15)	連動子会社の剰余金配当 (金商令29⑧)	トラッキングストック以外の特定有価証券の売 買等を行う場合 (52I⑫)

#### 6. 子会社の発生事実 (法166Ⅱ⑥)

上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと (軽微基準に該当するものを除く)

	事実	軽微基準 (取引府令)
(1)	災害に起因する損害又は業務遂 行の過程で生じた損害 (⑥イ)	損害の額が企業集団の最近事業年度末の純資産 の3%未満の見込み (53I①)

(2)	イ. 財産権上の請求に係る訴えの提起 (金商令29の2①)	訴額が企業集団の最近事業年度末の純資産の15%未満であり かつ 直ちに全面敗訴した場合、提訴から3年以内に開始する各事業年度の敗訴による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I②イ)
	ロ. 財産権上の請求に係る訴えについての判決等(訴訟の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令29の2①)	イの基準に該当する訴えに係る判決等又はイの基準に該当しない訴えに係る訴訟の一部の完結の場合で、判決等により当該子会社の給付する財産の額が企業集団の最近事業年度末の純資産の3%未満の見込みであり かつ 判決等から3年以内に開始する各事業年度の判決等による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I②ロ)
(3)	イ. 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立て (金商令29の2②)	仮処分命令が直ちに申立てのとおり発せられた場合、申立てから3年以内に開始する各事業年度の仮処分命令による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I③イ)
	ロ. イの申立てについての裁判等(申立てに係る手続の全部若しくは一部の裁判によらない完結を含む) (金商令29の2②)	裁判等から3年以内に開始する各事業年度の裁判等による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I③ロ)
(4)	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分 (金商令29の2③)	処分から3年以内に開始する各事業年度の処分による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I④)
(5)	債権者その他当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等 (金商令29の2④)	ナシ
(6)	不渡り等 (金商令29の2⑤)	ナシ
(7)	孫会社に係る破産手続開始の申立て等 (金商令29の2⑥)	ナシ

(8)	債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、債務者に対する債権又は主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと (金商令29の2⑦)	債権又は求償権について債務不履行のおそれのある額が企業集団の最近事業年度末の純資産の3%未満の見込み (53I⑤)
(9)	主要取引先との取引の停止 (金商令29の2⑧)	取引停止から3年以内に開始する各事業年度の取引の停止による企業集団の売上高の各減少額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I⑥)
(10)	債務の免除、第三者による債務の引受け若しくは弁済 (金商令29の2⑨)	免除・引受け・弁済の額が企業集団の最近事業年度末の債務総額の10%未満 (53I⑦)
(11)	資源の発見 (金商令29の2⑩)	資源の採掘・採取の開始から3年以内に開始する各事業年度の資源を利用する事業による企業集団の売上高の各増加額が企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満の見込み (53I⑧)

#### 7. 子会社の決算情報 (法166Ⅱ⑦)

上場会社等の子会社の次の事項について、公表された直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）と、当該子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算との差異が生じたこと（重要基準に該当するものに限る）

	事項	重要基準(取引府令)
(1)	売上高	10%以上の増減 (55Ⅱ①)
(2)	経常利益	30%以上の増減◎ かつ 増減額が前事業年度末の子会社の純資産と資本金の額の少なくない額の金額の5%以上 (55Ⅱ②)
(3)	純利益	30%以上の増減◎ かつ 増減額が前事業年度末の子会社の純資産と資本金の額の少なくない額の金額の2.5%以上 (55Ⅱ③)

(注) 7の子会社は、取引府令55条1項により、その子会社が上場会社等(金商令27条の2)又は連動子会社にあたる場合に限られる。ただし、連動子会社の決算情報が重要事実となるのは、トラッキングストックの売買等を行う場合に限る(取引府令55I)。

公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値が0の場合は、◎に該当する。

#### 8. 子会社のバスケット条項(法166II⑧)

5から7までに掲げる事実のほか、上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

以上